

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年5月7日
【発行者名】	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 弘貴・ゲアハルト・ヴィースホイ
【本店の所在の場所】	東京都港区麻布台一丁目3番1号 麻布台ヒルズ森JPタワー
【事務連絡者氏名】	砂田 光
【電話番号】	03(6730)1300
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ドイチェ世界コーポレート・ハイブリッド証券ファンド（年4回決算型）A コース（為替ヘッジあり） ドイチェ世界コーポレート・ハイブリッド証券ファンド（年4回決算型）B コース（為替ヘッジなし）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	各ファンドについて1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ドイチェ世界コーポレート・ハイブリッド証券ファンド（年4回決算型）Aコース（為替ヘッジあり）

ドイチェ世界コーポレート・ハイブリッド証券ファンド（年4回決算型）Bコース（為替ヘッジなし）

なお、上記ファンドの総称の愛称として“金のがちょう”という名称を用いることがあります。

（以下、上記ファンドを総称して「ドイチェ世界コーポレート・ハイブリッド証券ファンド（年4回決算型）」または「ファンド」という場合があります。また、上記ファンドそれぞれを「Aコース（為替ヘッジあり）」または「Aコース」、「Bコース（為替ヘッジなし）」または「Bコース」あるいは「各ファンド」という場合があります。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社（「ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社」をいいます。以下同じ。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

各ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンドについて1兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額[※]とします。

※ 「基準価額」とは、信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した1口当たりの金額をいいます。なお、便宜上、1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

(5)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

(6)【申込単位】

申込単位は、販売会社が定める単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

申込単位の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

(7)【申込期間】

2025年5月8日から2025年11月7日まで（継続申込期間）

ただし、取得申込受付日がフランクフルト証券取引所の休業日、フランクフルトの銀行休業日、ロンドン証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日、ニューヨークにおける債券市場の取引停止日のいずれかに該当する場合、原則として取得申込みの受付は行いません。

※ 継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】

原則として、販売会社の本・支店、営業所等において申込みの取扱いを行います。

販売会社については、委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

(9)【払込期日】

当ファンドの取得申込者は、原則として販売会社が定める日までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

原則として、申込みの取扱いを行った販売会社（上記「(8) 申込取扱場所」をご参照下さい。）において払込みを取扱います。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

①取得申込みの方法等

取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日（ただし、フランクフルト証券取引所の休業日、フランクフルトの銀行休業日、ロンドン証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日、ニューヨークにおける債券市場の取引停止日のいずれかに該当する日を除きます。）の午後3時30分^{※1}までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

※1 販売会社によって異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が原則として税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。

当ファンドの取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申し出るものとします。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約^{※2}を締結します。なお、収益分配金を再投資せず受取りを希望される場合は、販売会社によっては再投資の停止を申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

※2 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。

②取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等

a. 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を制限または停止することができます。

b. 委託会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が

不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断した場合は、受益権の取得申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

③振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

④投資信託の基礎知識

投資信託とは

多数の投資者からお金を集めて、ひとつの大きな資金にまとめます。
その資金を株式や債券等に分散投資して、運用する金融商品です。



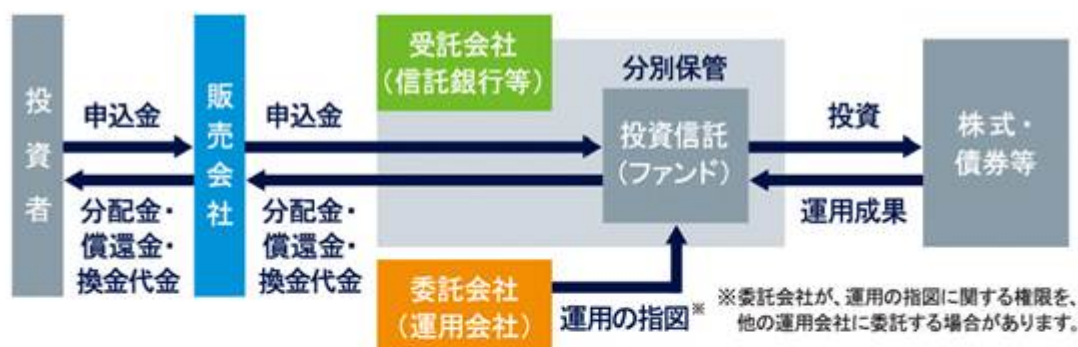
少額の資金で分散投資が可能です。運用による損益は、すべて投資者に帰属します。運用成果は、投資者の持ち分に応じて平等に分配されます。投資信託の投資対象や運用方法は、投資信託によってそれぞれ異なります。

投資信託の仕組み

委託会社（運用会社）は、投資信託の性格や運用方針等を決め、受託会社への指図を通じて実質的な運用を行います。

販売会社は、投資信託の販売、換金、分配金の支払い等を行う会社（証券会社や銀行、保険会社等の金融機関）です。

受託会社（信託銀行等）は、信託財産（投資信託において運用される株式や債券、現金等）の保管や管理を行います。信託財産は、受託会社の財産とは区別して保管されます。



留意ポイント

- (1) 購入時または換金時に手数料がかかる場合があります。
- (2) 保有期間中に運用管理費用（信託報酬）がかかります。
- (3) 信託財産留保額がかかる投資信託があります。信託財産留保額は、投資者が負担する費用で、投資信託の信託財産に繰り入れられます。
- (4) 購入期間・換金期間が限定されている場合があります。
- (5) 一般に、分配金・償還金・換金代金には税金がかかります。
- (6) 信託期間は延長される場合、もしくは繰上償還され短縮される場合があります。

投資信託は、元本保証がない金融商品です。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <https://funds.dws.com/ja-jp/>

・電話番号 03-6730-1308（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

②信託金の限度額

各ファンドについて5,000億円を限度とします。

ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

③基本的性格

当ファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

<商品分類表>

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国内 海外	株式 債券 不動産投信	MMF MRF	インデックス型
追加型投信	内外	その他資産()	ETF	特殊型
		資産複合		

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<商品分類の定義について>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

1. 「単位型投信・追加型投信」の区分のうち、「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
2. 「投資対象地域」の区分のうち、「内外」とは、目論見書または投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
3. 「投資対象資産（収益の源泉）」の区分のうち、「資産複合」とは、目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信（リート）、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

なお、上記は当ファンドに該当する分類について記載したものです。上記以外の商品分類の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

＜属性区分表＞

投資対象資産	決算 頻度	投資対象 地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)			日経225	ブル・ ベア型
		日本		Aコース		
債券 一般 公債 社債 その他債券	年2回	北米	ファミリー ファンド	あり (フルヘッ ジ)		条件付 運用型
	年4回	欧州				
クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	アジア			TOPIX	ロング・ ショート型/ 絶対収益追求 型
不動産投信	年12回 (毎月)	オセアニア				
		中南米				
その他資産 (投資信託証券(資産複 合(債券、優先証券)))	日々	アフリカ	ファンド・ オブ・ ファンズ	Bコース		
	その他 ()	中近東 (中東)		なし		
資産複合()		エマージング			その他 ()	その他 ()
資産配分固定型						
資産配分変更型						

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※ 「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

＜属性区分の定義について＞

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

1. 「投資対象資産」の区分のうち、「その他資産」とは、目論見書または投資信託約款において、株式、債券及び不動産投信（リート）以外の資産を主要投資対象とする旨の記載があるものをいいます。なお、当ファンドは、マザーファンド（投資信託証券）を通じて実質的に複数の資産（債券及び優先証券）に投資するため、商品分類表の「投資対象資産（収益の源泉）」においては「資産複合」に分類されます。
2. 「決算頻度」の区分のうち、「年4回」とは、目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
3. 「投資対象地域」の区分のうち、「グローバル」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとします。
4. 「投資形態」の区分のうち、「ファミリーファンド」とは、目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
5. 「為替ヘッジ」の区分のうち、「あり」とは、目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいい、「なし」とは、目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

なお、上記は当ファンドに該当する属性について記載したものです。上記以外の属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

④ファンドの特色（以下は、ファンドが主として投資を行うマザーファンドの特色を含みます。）

1. ドイチェ世界コーポレート・ハイブリッド証券マザーファンドへの投資を通じて、主に世界各国の企業[※]が発行するハイブリッド証券に投資するファンドです。

※ 金融機関も含まれます。

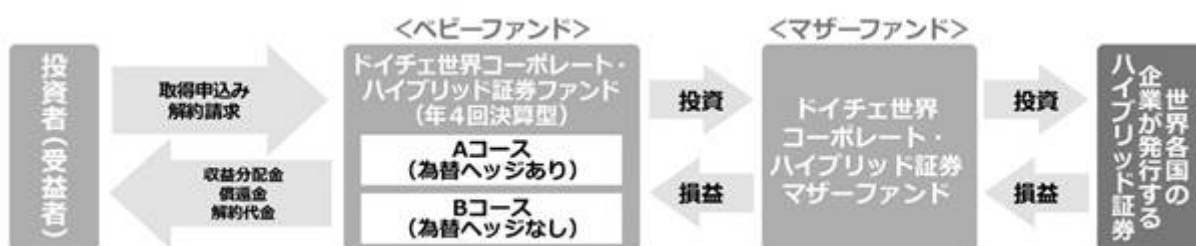
■ハイブリッド証券とは、債券的性質と株式的性質を併せ持つ、劣後債及び優先証券等を指します。

- 利率または配当率が定められていることや満期や繰上償還時に額面で償還されること等、債券に類似した性質を持っています。
- 発行体にとっては、一部を資本として自己資本の計算に算入できる等、株式に類似した性質を持っています。

（注）投資対象となるハイブリッド証券には、特定の事由の発生により強制的に株式に転換される、もしくは元本の一部または全部が削減される等の可能性を有する偶発転換社債（CoCo債）等も含まれます。

■ファミリーファンド方式[※]で運用を行います。

※ 「ファミリーファンド方式」とは、運用及び管理面の合理化・効率化をはかるため、投資者から集めた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。



2. 組入銘柄の平均格付は、原則としてB B B格相当以上（投資適格格付）となることを目指します。

■投資対象には銘柄格付がB B B格相当以下（投機的格付）の銘柄も含まれます。

■組み入れるハイブリッド証券は、発行体格付がB B B格相当以上(投資適格格付)の銘柄を中心とします。

- （注1）ハイブリッド証券の格付は一般に銘柄格付の方が発行体格付より低くなる傾向があります。
- （注2）格付が公表されていない場合は、発行体の財務内容等を分析して適切と判断した格付を用います。発行体格付については親会社等の発行体格付を適用することがあります。
- （注3）複数の格付会社により異なる格付が付与されている場合は、原則として上位の格付を採用します。

3. Aコース（為替ヘッジあり）とBコース（為替ヘッジなし）があります。

■Aコース：実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。（為替ヘッジコストがかかる場合があります。）

■Bコース：実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

（注1）販売会社によっては、Aコース、Bコースどちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

（注2）各ファンド間でのスイッチングの取扱いは販売会社により異なります。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

4. Aコースの為替ヘッジに係る運用指図及びマザーファンドに係る運用指図に関する権限を、DWSインベストメントGmbHに委託します。

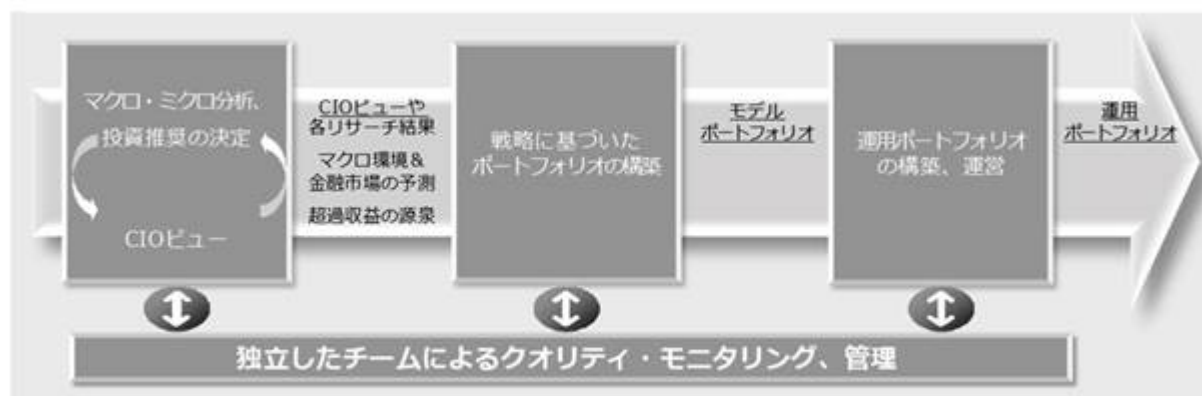
■DWSインベストメントGmbHはDWSグループのドイツにおける拠点です。グローバルなネットワークを駆使し、投資家の多様なニーズに応える商品開発と優れた運用成果の実現を目指します。

5. 年4回、原則として2月、5月、8月、11月の各7日[※]に決算を行います。

※ 当該日が休業日の場合は、翌営業日とします。

■分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

＜運用プロセス＞



ミクロ分析



（注1）上記運用プロセスはマザーファンドに関するものです。

（注2）上記は本書作成時点のものであり、今後変更となる場合があります。

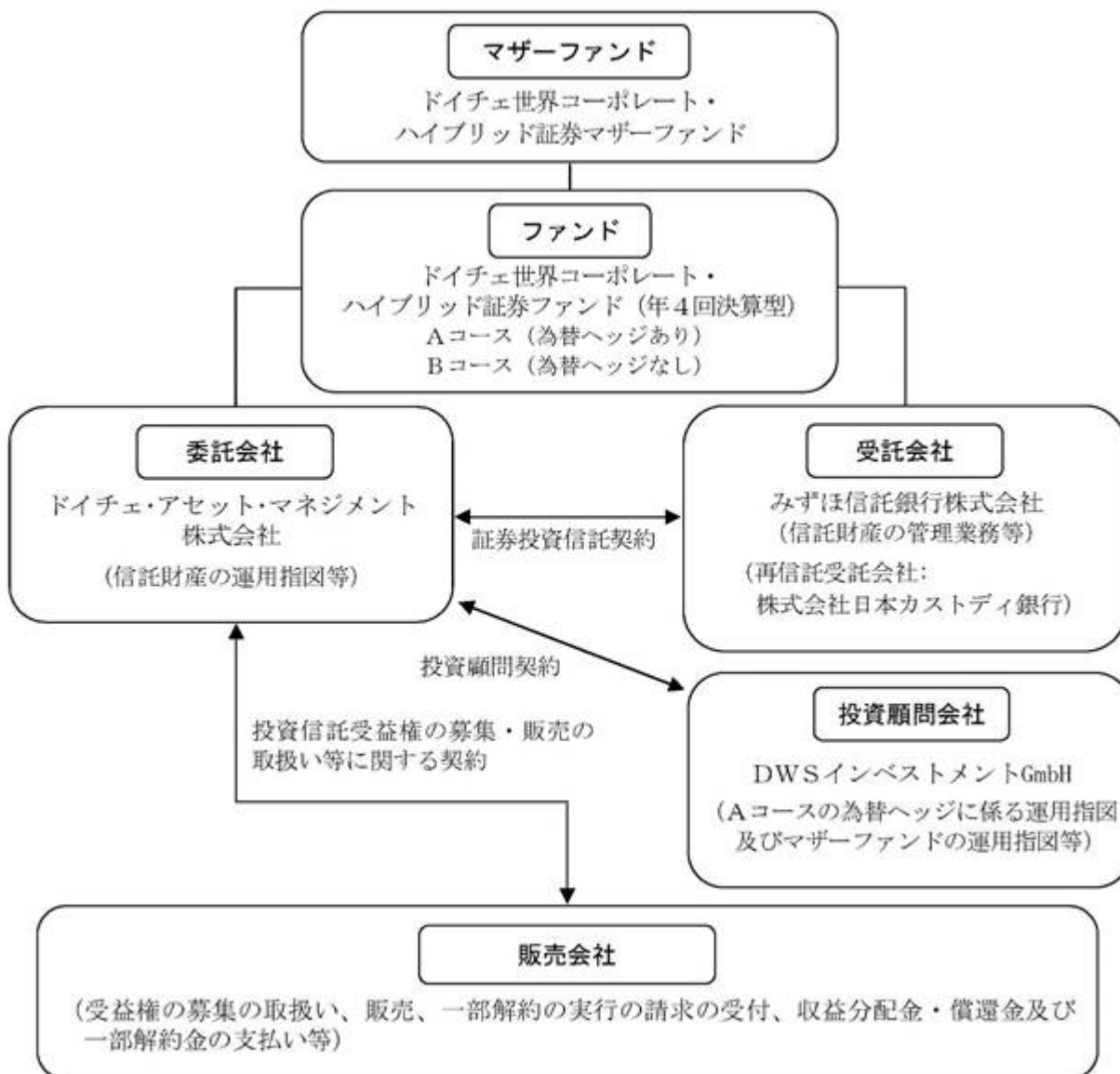
（注）市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（2）【ファンドの沿革】

2016年8月8日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み



②委託会社及びファンドの関係法人

委託会社及びファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割は次の通りです。

a. ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社（「委託会社」）

当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

b. みずほ信託銀行株式会社（「受託会社」）

（再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行）

委託会社との間で「証券投資信託契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。なお、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。

c. 「販売会社」

委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い等を行います。

d. DWSインベストメントGmbH（「投資顧問会社」）

委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、Aコースの為替ヘッジに係る運用指図及びマザーファンドの運用指図等を行います。なお、委託を受けた者が、法令に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

③委託会社の概況

a. 資本金の額（2025年3月末現在）

3,078百万円

b. 沿革

- | | |
|-------|---|
| 1985年 | モルガン グレンフェル インターナショナル アセット マネジメント（株）設立 |
| 1987年 | 投資顧問業登録、投資一任業務認可取得 |
| 1990年 | ドイツ銀投資顧問（株）と合併し、ディービー モルガン グレンフェル アセット マネジメント（株）に社名を変更 |
| 1995年 | ディービー モルガン グレンフェル投信投資顧問（株）に社名を変更
証券投資信託委託会社免許取得 |
| 1996年 | ドイチェ・モルガン・グレンフェル投信投資顧問（株）に社名を変更 |
| 1999年 | バンカース・トラスト投信投資顧問（株）と合併し、ドイチェ・アセット・マネジメント（株）に社名を変更 |
| 2002年 | チューリッヒ・スカダー投資顧問（株）と合併 |
| 2005年 | ドイチェ・アセット・マネジメント（株）とドイチェ信託銀行（株）の資産運用サービス
業務を統合
資産運用部門はドイチェ・アセット・マネジメント（株）に一本化 |

c. 大株主の状況（2025年3月末現在）

名 称： DWS グループ GmbH & Co. KGaA

住 所： ドイツ連邦共和国60329 ヘッセン フランクフルト・アム・マイン マインツァー・ラント通り11-17

所有株式： 61,560株

所有比率： 100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

①基本方針

当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

②運用方法

a. 投資対象

ドイチェ世界コーポレート・ハイブリッド証券マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）の受益証券を主要投資対象とします。

b. 投資態度

- 1) 主としてマザーファンドの受益証券への投資を通じて、世界各国の企業が発行するハイブリッド証券（劣後債及び優先証券等（偶発転換社債等も含みます。）をいいます。）に投資を行い、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。
- 2) <Aコース>実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行います。
<Bコース>実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- 3) 信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引、並びに外国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- 4) 信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- 5) 信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。
- 6) 市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<マザーファンドの投資方針>

①基本方針

マザーファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

②運用方法

a. 投資対象

主に世界各国の企業が発行するハイブリッド証券（劣後債及び優先証券等（偶発転換社債等も含みます。）をいいます。以下同じ。）に投資します。

b. 投資態度

- 1) 主に世界各国の企業が発行するハイブリッド証券に投資を行い、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。
- 2) 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- 3) 信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。
- 4) 信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。
- 5) 信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。
- 6) 市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に定めるものをいい、信託約款に規定するものに限りません。）
 - ハ. 金銭債権
- ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

②投資の対象とする有価証券等

- a. 委託会社は、信託金を、主として、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたドイチェ世界コーポレート・ハイブリッド証券マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の定めにより有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図するものとします。
 1. 株券または新株引受権証書
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。以下同じ。）
 6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
 11. コマーシャル・ペーパー
 12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
 13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. から上記12. までの証券または証書の性質を有するもの
 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。下記16. において同じ。）で下記16. で規定するもの以外のもの
 16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本16. において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
 17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
 19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 24. 外国の者に対する権利で上記23. の有価証券の性質を有するもの
- なお、上記1. の証券または証書及び上記13. 並びに上記19. の証券または証書のうち上記1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2. から上記6. までの証券並びに上記16. の証券及び上記13. 並びに上記19. の証券または証書のうち上記2. から上記6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記14. 及び上記15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- b. 委託会社は、信託金を、上記a. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の定めにより有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に定める受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で上記5. の権利の性質を有するもの
- c. 上記a. の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を主として上記b. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<マザーファンドの投資対象>

①投資の対象とする資産の種類

マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に定めるものをいい、信託約款に規定するものに限ります。）
 - ハ. 金銭債権
- ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

②投資の対象とする有価証券等

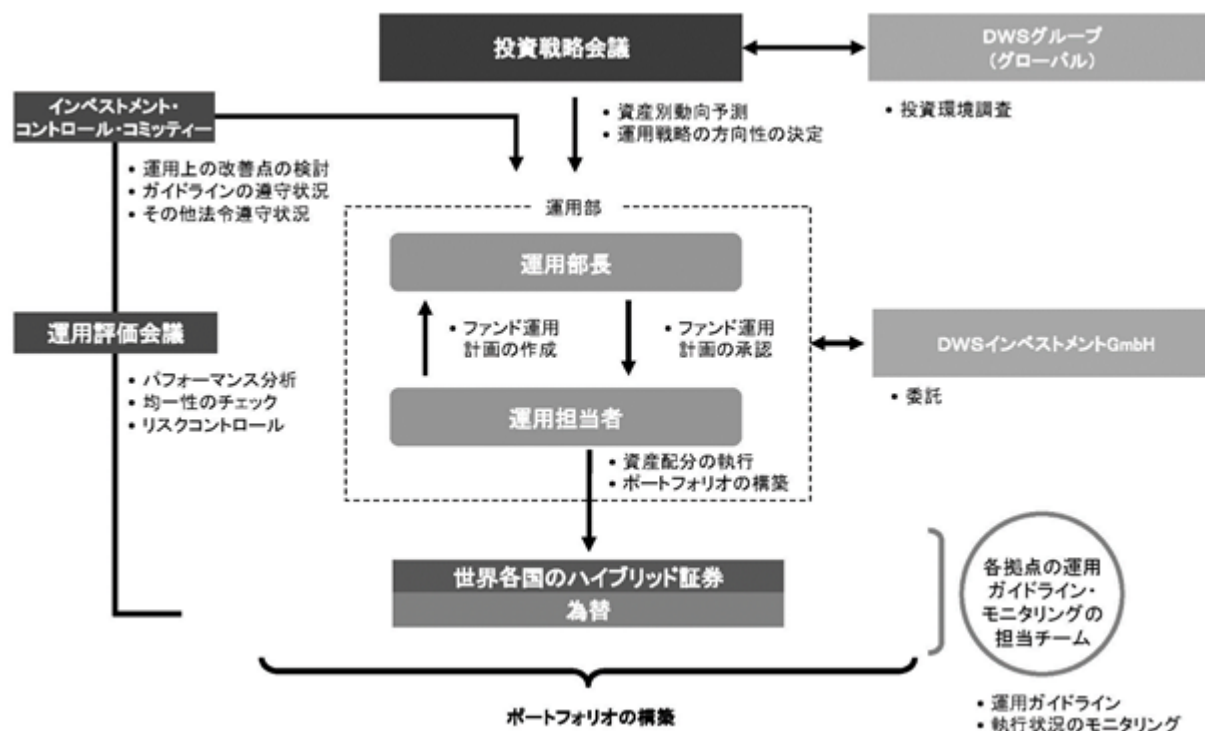
- a. 委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の定めにより有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図するものとします。
1. 株券または新株引受権証書
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
 6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
 11. コマーシャル・ペーパー
 12. 新株引受権証券及び新株予約権証券
 13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. から上記12. までの証券または証書の性質を有するもの
 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。下記16. において同じ。）で下記16. で規定するもの以外のもの
 16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本16. において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
 17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
 19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
 22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 24. 外国の者に対する権利で上記23. の有価証券の性質を有するもの
- なお、上記1. の証券または証書及び上記13. 並びに上記19. の証券または証書のうち上記1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2. から上記6. までの証券並びに上記16. の証券及び上記13. 並びに上記19. の証券または証書のうち上記2. から上記6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記14. 及び上記15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- b. 委託会社は、信託金を、上記a. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に定める受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で上記5. の権利の性質を有するもの
- c. 上記a. の規定にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を主として上記b. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

<運用体制>

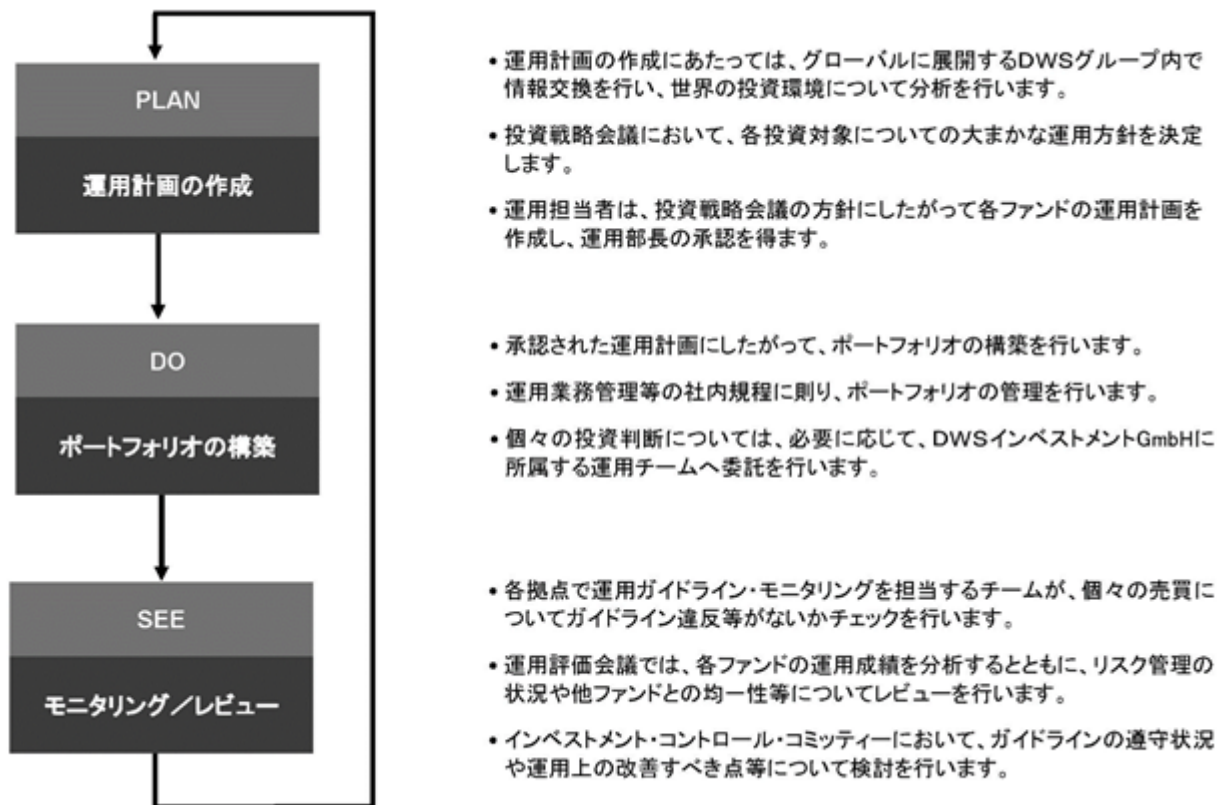


委託会社は、Aコースの為替ヘッジに係る運用指図及びマザーファンドの運用指図に関する権限をDWSインベストメントGmbH（所在地：ドイツ フランクフルト）に委託します（以下「運用委託先」という場合があります。）。運用計画の作成、法令等の遵守状況確認、運用評価及びリスク管理等のその他運用に関連する業務は、委託会社の運用部が行います。当該運用部における主な意思決定機関は、投資戦略会議、運用評価会議、インベストメント・コントロール・コミッティーの3つがあります。これらはいずれも運用部長が主催し、各運用担当者及び必要に応じて関係部署の代表者が参加して行われます。

投資戦略会議では、投資環境予測や運用戦略の方向性の決定等、運用計画の作成に必要な基本的な事項を審議します。運用評価会議では、超過収益率の要因分析や投資行動、均一性等を含めて審議します。インベストメント・コントロール・コミッティーでは、顧客勘定における運用リスクに係る諸問題等を把握し、必要な意思決定を行います。これらの運用体制については、社内規程及び運用部部内規程により定められています。

運用委託先の管理体制については、当該委託先との継続的な情報交換及び定期的な訪問等を通じて、運用面、法令遵守面、業務執行面から評価を行います。評価結果は上述のインベストメント・コントロール・コミッティーに報告され、同コミッティーは必要に応じて適切な措置を行います。

＜運用の流れ＞



＜内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織＞

インベストメント・コントロール・コミッティーは、その活動内容等をエグゼクティブ・コミッティーに報告します。エグゼクティブ・コミッティーは代表取締役が議長を務め、委託会社の業務運営、リスク管理及び内部統制等に係る諸問題を把握し、取締役会決議事項については取締役会に対する諮問機関であるとともに、それ以外の事項については代表取締役が行う意思決定を補佐する機関としての役割を担います。さらに、アセットマネジメントコンプライアンス部は、運用部から独立した立場でガイドライン遵守状況及び利益相反取引等の検証を行います。また、独立したモニタリング活動として、すべての部門から独立した監査部が内部統制の有効性及び業務プロセスの効率性を検証し、経営陣に対して問題点の指摘、改善点の提案を行います。上記各組織については、その内部管理機能の有効性の観点から十分な人員を確保しております。

＜委託会社等によるファンドの関係法人に対する管理体制＞

ファンドの受託会社に対する管理については、証券投資信託契約に基づく受託会社としての業務の適切な遂行及び全体的なサービスレベルを委託会社のアセットマネジメント業務部においてモニターしております。運用委託先に対しては、運用委託に関する社内規程に基づき管理します。委託会社は、資産運用能力（運用パフォーマンス実績）、信用力、リスク管理能力（運用ガイドラインの遵守状況を含みます。）及び内部統制の状況（または内部監査の実施状況）の観点から、定期的に運用委託先を定量的・定性的に評価します。評価結果はインベストメント・コントロール・コミッティーに報告され、同コミッティーは評価結果を踏まえて運用委託先の契約継続の可否等を検討します。また重要な契約違反、エラーまたは問題点等が判明した場合、直ちに運用委託先に報告及び是正を求めるものとします。

（注）運用体制は、今後変更となる場合があります。

(4)【配分方針】

毎決算時（原則として毎年2月、5月、8月、11月の各7日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ①分配対象額の範囲は、経費等控除後の繰越分を含めた利子・配当収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準及び市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

（注）将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

(5)【投資制限】

＜信託約款で定める投資制限＞

①株式への投資制限

株式（偶発転換社債等の転換により取得するものを除きます。）への実質投資割合[※]は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

※ 「実質投資割合」とは、ファンドに属する当該資産の時価総額とマザーファンドに属する当該資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の信託財産の純資産総額に占める割合をいいます。以下同じ。

②外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③新株引受権証券及び新株予約権証券への投資制限

新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④投資信託証券への投資制限

投資信託証券（マザーファンドの受益証券及び上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。以下同じ。）を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑥投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

⑦同一銘柄の株式等への投資制限

- a. 同一銘柄の株式（偶発転換社債等の転換により取得するものを除きます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- b. 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑧同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの並びに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがあるものをいいます。以下同じ。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑨信用取引の指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとしします。
- b. 上記a. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとしします。
1. 信託財産に属する株券及び新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（上記5. に規定するものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- c. 委託会社は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差入れることの指図をすることができますものとしします。

⑩先物取引等の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとしします。（以下同じ。）
- b. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑪スワップ取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとしします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとしします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとしします。

⑫金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとしします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- c. 金利先渡し取引及び為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡し取引及び為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑬デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑭有価証券の貸付の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. 上記a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑮公社債の空売り

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることを指図することができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a. の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

⑯公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 上記a. の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑰特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑱外国為替予約取引の指図

- a. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。以下本⑱において同じ。）について、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
- b. 上記a. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 上記b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- d. 上記a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑲資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、当該有価証券等の解約代金及び当該有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<マザーファンドの信託約款で定める投資制限>

①株式への投資制限

株式（偶発転換社債等の転換により取得するものを除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

②外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③新株引受権証券及び新株予約権証券への投資制限

新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④投資信託証券への投資制限

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑥投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

⑦同一銘柄の株式等への投資制限

- a. 同一銘柄の株式（偶発転換社債等の転換により取得するものを除きます。）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- b. 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑧同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑨信用取引の指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

b. 上記 a. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券及び新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（上記 5. に規定するものを除きます。）の行使により取得可能な株券

c. 委託会社は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差入れることの指図をすることができるものとします。

⑩先物取引等の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑪スワップ取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑫金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑬デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑭有価証券の貸付の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. 上記 a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑮公社債の空売り

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることを指図することができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記 a. の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

⑯公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記 a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 上記 a. の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑰特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑱外国為替予約取引の指図

- a. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
- b. 上記 a. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 上記 b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

<法令で定める投資制限>

①同一法人の発行する株式への投資制限（投信法第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次の a. の数が b. の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- a. 委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- b. 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

②デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

③信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1)当ファンドの主なリスク及び留意点

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、債券等の値動きのある証券（外貨建資産には、この他に為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元金が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

当ファンドの基準価額は、主に以下のリスクにより変動し、損失を生じるおそれがあります。

なお、当ファンドは預貯金と異なります。

①金利変動リスク

債券価格は、通常、金利が上昇した場合には下落傾向となり、金利が低下した場合には上昇傾向となります。したがって、金利が上昇した場合には、保有している債券の価格は下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

②信用リスク

債券価格は、発行者の信用状況等の悪化により、下落することがあります。特に、デフォルト（債務不履行）が生じた場合または予想される場合には、当該債券の価格は大きく下落（価格がゼロとなることもあります。）し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

③流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。特に、当ファンドが投資対象とするハイブリッド証券は一般の債券と比較して流動性が低く、売却する際に市場規模や取引量が小さいため、市場実勢から想定される価格で売却できない場合、不測の損失を被るリスクがあります。また市場環境の変化により流動性が著しく低下した場合、売却することができない可能性があります。

④為替変動リスク

外貨建資産の価格は、為替レートの変動の影響を受けます。外貨建資産の価格は、通常、為替レートが円安になれば上昇しますが、円高になれば下落します。したがって、為替レートが円高になれば外貨建資産の価格が下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。Aコースについては、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図りますが、基準価額への影響がすべて排除されるわけではありません。また、ヘッジ対象通貨と円との金利差等が反映されたヘッジコストがかかり、基準価額の下落要因となることがあります。Bコースについては、原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、基準価額は為替変動による影響を直接受けます。

⑤カントリーリスク

投資対象国の政治、経済情勢の変化等により、市場が混乱した場合や、組入資産の取引に関わる法制度の変更が行われた場合等には、有価証券等の価格が変動したり、投資方針に沿った運用が困難な場合があります。これらにより、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

⑥ハイブリッド証券特有のリスク

＜劣後リスク（弁済順位が劣後するリスク）＞

- ・一般にハイブリッド証券は、弁済順位が株式に優先し、普通社債等よりも劣後します。したがって、発行体が破綻等に陥った場合、他の優先する債権が全額支払われない限り、元金や配当金の支払いを受けることができません。また、発行体が経営不安、倒産、国有化等に陥った場合には、ハイブリッド証券の価格が大きく下落（価格がゼロとなることもあります。）し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
- ・ハイブリッド証券は、一般に普通社債と比較して格付が低く、さらに格付が低下する場合にはハイブリッド証券の価格が普通社債よりも大きく下落する場合があります。

＜繰上償還延期リスク＞

一般にハイブリッド証券には、繰上償還条項が付与されています。繰上償還日に償還されることを前提として取引されているハイブリッド証券は、予定期日に繰上償還されない場合、または繰上償還されないと見込まれる場合には、価格が大きく下落することがあります。

＜利息、配当繰延（停止）リスク＞

一般にハイブリッド証券には、利息や配当の支払繰延条項が付与されています。発行体の財務状況や収益の悪化等により、利息や配当の支払いが停止・繰り延べされることがあります。この場合、期待されるインカムゲインが得られないこととなり、ハイブリッド証券の価格が下落することがあります。

＜規制環境等の変化に関するリスク＞

- ・ハイブリッド証券は、一般に規制当局や格付会社の認定基準に依存しています。したがって、規制当局及び格付会社の動向やハイブリッド証券に関する不利益な制度変更等により、ハイブリッド証券の価格が大きく下落することがあります。
- ・世界的な金融危機が発生した場合には、複数のハイブリッド証券が同時に、損失負担条項等に該当する可能性があるため、ハイブリッド証券の価格が大きく下落することがあります。

＜偶発転換社債（CoCo債）等に関するリスク＞

発行体が法的破綻には至っていない場合であっても、規制当局により実質的に破綻していると判断された場合や発行体の自己資本比率が一定水準を下回った場合等には元本削減や株式への転換等を通じて損失吸収される場合があります。弁済順位にかかわらず、株式よりも先に損失を負担することがあります。

⑦その他の留意点

- ・当ファンドの追加設定（ファンドへの資金流入）及び一部解約（ファンドからの資金流出）による資金の流出入に伴い、基準価額が影響を受ける場合があります。大量の追加設定があった場合、マザーファンドにおいても原則として迅速に有価証券の組入れを行います。買付予定銘柄によっては流動性等の観点から買付終了までに時間がかかることがあります。同様に大量の解約があった場合にも解約資金を手当てするため保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって、基準価額が大きく変動する可能性があります。また、マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・一部解約等により、当該マザーファンドにおいて売買が生じた場合等には、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約代金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、解約申込みの受付が中止となる可能性、解約代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断した場合は、取得申込み・解約請求の受付を中止すること及び既に受付けた取得申込み・解約請求の受付を取消することができます。
- ・当ファンドの資産規模によっては、投資方針に沿った運用が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。
- ・各ファンドは、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合等に必要な手続き等を経て繰上償還されることがあります。
- ・資金動向、市況動向その他の要因により、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ・当ファンドは、原則として以下の日は取得申込み及び解約請求の受付を行いません。
フランクフルト証券取引所の休業日、フランクフルトの銀行休業日、ロンドン証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日、ニューヨークにおける債券市場の取引停止日のいずれかに該当する日
- ・法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性もあります。
- ・投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課税的な税制、海外からの送金規制等の様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の証券への投資が悪影響を被る可能性があります。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があり、その

(参考情報)

当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 ※1, ※2

(2020年3月～2025年2月)

Aコース



Bコース



当ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較 ※1, ※3, ※4

(2020年3月～2025年2月)

Aコース



Bコース



※1 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。なお、当ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※2 分配金再投資基準価額の推移は、各月末の値を記載しております。なお、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。
ただし、設定来の分配金が0円のファンドにつきましては基準価額と同一となっております。

※3 2020年3月～2025年2月の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※4 各資産クラスの指数は以下のとおりです。

日本株：TOPIX（配当込み）

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・グローバル（除く日本、円ベース）

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

（注1）すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

（注2）先進国株、新興国株、先進国債及び新興国債の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

各資産クラスの指数について

- ・ T O P I X（東証株価指数）の指数値及び T O P I X にかかる標章または商標は、株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用等 T O P I X に関するすべての権利・ノウハウ及び T O P I X にかかる標章または商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、T O P I X の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ・ M S C I コクサイ・インデックス及び M S C I エマージング・マーケット・インデックスは、M S C I インク（以下「M S C I」といいます。）が算出する指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は M S C I に帰属します。また、M S C I は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
- ・ N O M U R A - B P I は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下「N F R C」といいます。）が公表している指数で、その知的財産権その他一切の権利は N F R C に帰属します。なお、N F R C は N O M U R A - B P I を用いて行われるドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切の責任を負いません。
- ・ J P モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・グローバル（除く日本）及び J P モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドは、JPMorgan Chase & Co. の子会社である J.P.Morgan Securities LLC（以下「J.P.Morgan」といいます。）が算出する債券インデックスであり、その著作権及び知的所有権は同社に帰属します。J.P.Morgan は、インデックス及びそのサブインデックスが参照される可能性のある、または販売奨励の目的でインデックス及びそのサブインデックスが使用される可能性のあるいかなる商品についても、出資、保証、または奨励するものではありません。J.P.Morgan は、証券投資全般もしくは本商品そのものへの投資の適否またはインデックス及びそのサブインデックスが債券市場一般のパフォーマンスに連動する能力に関して、何ら明示または黙示に、表明または保証するものではありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

（注）申込手数料は、販売会社による商品及び関連する投資環境の説明や情報提供等並びに購入受付事務等の対価です。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）に係る手数料はありません。

ただし、換金（解約）時に、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額[※]（当該基準価額に0.3%を乗じて得た額）が差し引かれます。

※ 「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

(3)【信託報酬等】

①各ファンドの信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、各ファンドの信託財産の純資産総額に年率1.188%（税抜1.08%）を乗じて得た額とし、その配分及び役務の内容は以下の通りです。

	配分（年率、税抜）	役務の内容
委託会社	0.55%	委託した資金の運用等の対価
販売会社	0.50%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内での当ファンドの管理等の対価
受託会社	0.03%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価

（注）委託会社及び受託会社の報酬は、ファンドから支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。

- ②上記①の信託報酬並びに当該信託報酬に係る消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）は毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁するものとします。
- ③Aコースの為替ヘッジに係る運用指図及びマザーファンドの運用の指図を行うDWSインベストメントGmbHに対する投資顧問報酬は、委託会社が受ける信託報酬の中から支弁します。

(4)【その他の手数料等】

- ①当ファンドにおいて、信託事務の処理等に要する諸費用（ファンドの監査に係る監査法人への報酬、法律・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の作成・印刷等に係る費用等を含みます。以下同じ。）、組入資産の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、租税等がかかります。これらは原則として信託財産が負担します。
- ただし、これらの費用のうち信託事務の処理等に要する諸費用の信託財産での負担は、その純資産総額に対して年率0.10%を上限とします。
- ②信託事務の処理等に要する諸費用は毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、毎年2月及び8月に到来する計算期末または信託終了のときに消費税等相当額とともに信託財産中から支払われます。
- ③上記①の手数料等は、運用状況等により変動するものであり、信託事務の処理等に要する諸費用を除き事前に料率、上限額等を表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。

①個別元本方式について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については下記「②収益分配金について」をご参照下さい。）

②収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、(i)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、(ii)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

③課税の取扱いについて

以下の内容は2025年3月末現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

a. 個人の受益者に対する課税

◆収益分配金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20.315%（所得税15.315%及び地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

◆一部解約金、償還金の取扱い

一部解約時及び償還時の差益については譲渡所得となり、原則として20.315%（所得税15.315%及び地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座において「源泉徴収あり」を選択した場合には、20.315%（所得税15.315%及び地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。また、配当控除の適用はありません。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA(ニーサ)）の適用対象となります。

当ファンドは、NISAの対象ではありません。

b. 法人の受益者に対する課税

◆収益分配金、一部解約金、償還金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。また、益金不算入制度は適用されません。

(注1) 上記のほか、販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。買取請求時の課税の取扱いについて、詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

(注2) 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

(注3) 課税上の取扱いの詳細については、税務専門家または税務署にご確認下さい。

(参考情報)

ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間（2024年8月8日～2025年2月7日）における当ファンドの総経費率は以下のとおりです。

	総経費率（①+②）	①運用管理費用の比率	②その他の費用の比率
Aコース	1.32%	1.19%	0.13%
Bコース	1.32%	1.19%	0.13%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除きます。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値です。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

ドイチェ世界コーポレート・ハイブリッド証券ファンド（年4回決算型）Aコース（為替ヘッジあり）

（2025年 2月28日現在）

資産の種類	地域別（国名）	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,362,081,879	96.66
コール・ローン・その他の資産(負債控除後)	—	47,037,620	3.34
合計(純資産総額)		1,409,119,499	100.00

ドイチェ世界コーポレート・ハイブリッド証券ファンド（年4回決算型）Bコース（為替ヘッジなし）

（2025年 2月28日現在）

資産の種類	地域別（国名）	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	152,559,793	100.08
コール・ローン・その他の資産(負債控除後)	—	△114,604	△0.08
合計(純資産総額)		152,445,189	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）ドイチェ世界コーポレート・ハイブリッド証券マザーファンド

（2025年 2月28日現在）

資産の種類	地域別（国名）	時価合計（円）	投資比率（％）
特殊債券	フランス	119,990,368	7.92
	オランダ	21,105,490	1.39
	ベルギー	15,570,892	1.03
	スウェーデン	25,219,880	1.67
	デンマーク	28,019,783	1.85
	小計	209,906,413	13.86
社債券	日本	57,283,774	3.78
	アメリカ	110,630,128	7.30
	カナダ	122,893,398	8.11
	ドイツ	118,491,112	7.82
	イタリア	126,109,474	8.33
	フランス	188,522,127	12.45
	オランダ	138,740,118	9.16
	ルクセンブルグ	117,015,246	7.73
	イギリス	240,475,310	15.88
	スウェーデン	15,707,820	1.04
	ジャージー	29,874,581	1.97
	小計	1,265,743,088	83.57
コール・ローン・その他の資産(負債控除後)	—	39,004,842	2.57
合計(純資産総額)		1,514,654,343	100.00

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ドイチェ世界コーポレート・ハイブリッド証券ファンド（年4回決算型）Aコース（為替ヘッジあり）

<評価額(全銘柄)>

（2025年 2月28日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資 信託受 益証券	ドイチェ世界コーポ レート・ハイブリッド 証券マザーファンド	718,662,945	1.9000	1,365,459,613	1.8953	1,362,081,879	96.66

<種類別投資比率>

(2025年 2月28日現在)

種類	国内／外国	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	国内	96.66
合計		96.66

ドイチェ世界コーポレート・ハイブリッド証券ファンド（年4回決算型）Bコース（為替ヘッジなし）

<評価額(全銘柄)>

(2025年 2月28日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資 信託受 益証券	ドイチェ世界コーポレ ート・ハイブリッド証券マ ザーファンド	80,493,744	1.8999	152,938,063	1.8953	152,559,793	100.08

<種類別投資比率>

(2025年 2月28日現在)

種類	国内／外国	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	国内	100.08
合計		100.08

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄及び種類別の評価金額の比率をいいます。

(参考) ドイチェ世界コーポレート・ハイブリッド証券マザーファンド

<評価額(上位30銘柄)>

(2025年 2月28日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルグ	社債券	GYCGR FRN PERPETUAL	400,000	14,915.03	59,660,152	15,011.51	60,046,040	1.5	—	3.96
2	ルクセンブルグ	社債券	SESGFP FRN 09/12/54	417,000	13,123.30	54,724,178	13,661.68	56,969,206	6	2054/9/12	3.76
3	フランス	特殊債券	EDF FRN PERPETUAL	300,000	18,652.81	55,958,442	18,464.34	55,393,028	5.875	—	3.66
4	ドイツ	社債券	BAYNGR FRN 09/13/54	300,000	15,691.63	47,074,913	15,648.69	46,946,076	5.5	2054/9/13	3.10
5	アメリカ	社債券	CNP FRN 05/15/55	300,000	14,969.24	44,907,735	14,918.35	44,755,072	6.7	2055/5/15	2.95
6	カナダ	社債券	TRPCN FRN 06/01/65	300,000	14,967.00	44,901,000	14,869.71	44,609,143	7	2065/6/1	2.95
7	イタリア	社債券	ENELIM FRN PERPETUAL	290,000	13,896.63	40,300,244	13,826.61	40,097,186	1.875	—	2.65

8	イギリス	社債券	BPLN FRN PERPETUAL	200,000	18,398.12	36,796,246	18,356.61	36,713,236	4.25	—	2.42
9	イギリス	社債券	BRITEL FRN 12/20/83	180,000	20,333.77	36,600,795	20,379.05	36,682,296	8.375	2083/12/20	2.42
10	フランス	特殊債券	EDF FRN PERPETUAL	200,000	16,235.30	32,470,608	16,266.42	32,532,848	5.625	—	2.15
11	フランス	社債券	ACFP FRN PERPETUAL	200,000	16,043.91	32,087,832	16,085.15	32,170,300	4.875	—	2.12
12	フランス	特殊債券	FRPTT FRN PERPETUAL	200,000	16,200.29	32,400,588	16,032.24	32,064,492	5	—	2.12
13	オランダ	社債券	FCDF FRN PERPETUAL	200,000	15,819.07	31,638,148	15,799.62	31,599,248	4.85	—	2.09
14	フランス	社債券	TTEFP FRN PERPETUAL	220,000	14,078.68	30,973,114	14,026.40	30,858,094	3.25	—	2.04
15	イギリス	社債券	BRITEL FRN 10/03/54	190,000	16,143.50	30,672,650	16,227.52	30,832,296	5.125	2054/10/3	2.04
16	オランダ	社債券	VW FRN PERPETUAL	200,000	15,206.78	30,413,576	15,242.42	30,484,841	3.748	—	2.01
17	イギリス	社債券	BATSLN FRN PERPETUAL	200,000	15,121.20	30,242,416	15,172.55	30,345,112	3.75	—	2.00
18	カナダ	社債券	BCECN FRN 09/15/55	200,000	14,967.00	29,934,000	15,028.36	30,056,729	7	2055/9/15	1.98
19	ジャージー	社債券	APTV FRN 12/15/54	200,000	14,947.54	29,895,086	14,937.29	29,874,581	6.875	2054/12/15	1.97
20	アメリカ	社債券	SO FRN 09/15/81	200,000	14,820.90	29,641,800	14,881.58	29,763,168	1.875	2081/9/15	1.97
21	日本	社債券	RAKUTN FRN PERPETUAL	200,000	14,393.77	28,787,556	14,809.38	29,618,771	4.25	—	1.96
22	イギリス	社債券	BPLN FRN PERPETUAL	200,000	14,868.96	29,737,932	14,800.11	29,600,236	6.125	—	1.95
23	フランス	社債券	VIEFP FRN PERPETUAL	200,000	14,762.70	29,525,411	14,763.63	29,527,278	2.5	—	1.95
24	オランダ	社債券	VW FRN PERPETUAL	200,000	14,470.80	28,941,601	14,458.04	28,916,082	3.5	—	1.91
25	ドイツ	社債券	ENBW FRN 08/31/81	200,000	14,356.58	28,713,179	14,452.75	28,905,501	1.375	2081/8/31	1.91
26	デンマーク	特殊債券	ORSTED FRN 02/18/21	200,000	14,022.15	28,044,309	14,009.89	28,019,783	2.5	3021/2/18	1.85
27	日本	社債券	RAKUTN FRN PERPETUAL	200,000	13,453.08	26,906,176	13,832.50	27,665,003	6.25	—	1.83
28	ドイツ	社債券	ENBW FRN 08/31/81	200,000	13,386.26	26,772,536	13,504.99	27,009,982	2.125	2081/8/31	1.78
29	カナダ	社債券	BCECN FRN 09/15/55	172,000	14,967.00	25,743,240	15,006.96	25,811,974	6.875	2055/9/15	1.70
30	イギリス	社債券	BPLN FRN PERPETUAL	134,000	19,047.11	25,523,132	19,030.13	25,500,380	6	—	1.68

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

＜種類別投資比率＞

（2025年 2月28日現在）

種類	国内／外国	投資比率（％）
特殊債券	外国	13.86
社債券	国内	3.78
	外国	79.78
合計		97.42

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類別の評価金額の比率をいいます。

②【投資不動産物件】

ドイチェ世界コーポレート・ハイブリッド証券ファンド（年4回決算型）Aコース（為替ヘッジあり）

該当事項はありません。

ドイチェ世界コーポレート・ハイブリッド証券ファンド（年4回決算型）Bコース（為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

（参考）ドイチェ世界コーポレート・ハイブリッド証券マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

ドイチェ世界コーポレート・ハイブリッド証券ファンド（年4回決算型）Aコース（為替ヘッジあり）

該当事項はありません。

ドイチェ世界コーポレート・ハイブリッド証券ファンド（年4回決算型）Bコース（為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

（参考）ドイチェ世界コーポレート・ハイブリッド証券マザーファンド

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

ドイチェ世界コーポレート・ハイブリッド証券ファンド（年4回決算型）Aコース（為替ヘッジあり）

計算期間末または各月末	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末（2017年 2月 7日）	1,143	1,151	0.9947	1.0017
第2特定期間末（2017年 8月 7日）	2,255	2,268	1.0419	1.0479
第3特定期間末（2018年 2月 7日）	1,965	1,976	1.0607	1.0667
第4特定期間末（2018年 8月 7日）	4,040	4,064	1.0295	1.0355
第5特定期間末（2019年 2月 7日）	4,182	4,207	1.0129	1.0189
第6特定期間末（2019年 8月 7日）	4,248	4,272	1.0636	1.0696
第7特定期間末（2020年 2月 7日）	4,314	4,338	1.0861	1.0921
第8特定期間末（2020年 8月 7日）	3,858	3,881	1.0454	1.0514
第9特定期間末（2021年 2月 8日）	3,331	3,350	1.0828	1.0888
第10特定期間末（2021年 8月10日）	2,675	2,690	1.0949	1.1009
第11特定期間末（2022年 2月 7日）	2,113	2,126	1.0249	1.0309
第12特定期間末（2022年 8月 8日）	1,702	1,713	0.8886	0.8946
第13特定期間末（2023年 2月 7日）	1,585	1,596	0.8819	0.8879
第14特定期間末（2023年 8月 7日）	1,451	1,462	0.8404	0.8464
第15特定期間末（2024年 2月 7日）	1,462	1,472	0.8775	0.8835
第16特定期間末（2024年 8月 7日）	1,440	1,450	0.8874	0.8934
第17特定期間末（2025年 2月 7日）	1,405	1,414	0.9047	0.9107
2024年 2月末日	1,460	—	0.8787	—
3月末日	1,474	—	0.8911	—
4月末日	1,461	—	0.8852	—
5月末日	1,453	—	0.8835	—

6月末日	1,445	—	0.8825	—
7月末日	1,450	—	0.8947	—
8月末日	1,455	—	0.8980	—
9月末日	1,439	—	0.9058	—
10月末日	1,432	—	0.9058	—
11月末日	1,420	—	0.8995	—
12月末日	1,413	—	0.9042	—
2025年 1月末日	1,405	—	0.9028	—
2月末日	1,409	—	0.9064	—

ドイチェ世界コーポレート・ハイブリッド証券ファンド（年4回決算型）Bコース（為替ヘッジなし）

計算期間末または各月末	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末（2017年 2月 7日）	273	275	1.0545	1.0625
第2特定期間末（2017年 8月 7日）	308	310	1.1844	1.1914
第3特定期間末（2018年 2月 7日）	254	255	1.2434	1.2504
第4特定期間末（2018年 8月 7日）	279	280	1.1549	1.1619
第5特定期間末（2019年 2月 7日）	257	259	1.1061	1.1131
第6特定期間末（2019年 8月 7日）	258	260	1.1026	1.1096
第7特定期間末（2020年 2月 7日）	254	255	1.1491	1.1561
第8特定期間末（2020年 8月 7日）	235	237	1.1337	1.1407
第9特定期間末（2021年 2月 8日）	198	199	1.1888	1.1958
第10特定期間末（2021年 8月10日）	170	171	1.2302	1.2372
第11特定期間末（2022年 2月 7日）	118	118	1.1749	1.1819
第12特定期間末（2022年 8月 8日）	80	81	1.0755	1.0825
第13特定期間末（2023年 2月 7日）	82	83	1.1015	1.1085
第14特定期間末（2023年 8月 7日）	147	147	1.1765	1.1835
第15特定期間末（2024年 2月 7日）	203	204	1.2908	1.2978
第16特定期間末（2024年 8月 7日）	158	159	1.3495	1.3565
第17特定期間末（2025年 2月 7日）	153	154	1.3884	1.3954
2024年 2月末日	211	—	1.3281	—
3月末日	159	—	1.3524	—
4月末日	165	—	1.3895	—
5月末日	172	—	1.4083	—
6月末日	181	—	1.4346	—
7月末日	169	—	1.3977	—
8月末日	152	—	1.3709	—
9月末日	153	—	1.3788	—
10月末日	160	—	1.4485	—
11月末日	153	—	1.3856	—
12月末日	160	—	1.4496	—
2025年 1月末日	155	—	1.4103	—
2月末日	152	—	1.3838	—

（注）純資産総額は、百万円未満を切捨てしております。

②【分配の推移】

ドイチェ世界コーポレート・ハイブリッド証券ファンド（年4回決算型）Aコース（為替ヘッジあり）

		1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	2016年 8月 8日～2017年 2月 7日	0.0120

第2特定期間	2017年 2月 8日～2017年 8月 7日	0.0120
第3特定期間	2017年 8月 8日～2018年 2月 7日	0.0120
第4特定期間	2018年 2月 8日～2018年 8月 7日	0.0120
第5特定期間	2018年 8月 8日～2019年 2月 7日	0.0120
第6特定期間	2019年 2月 8日～2019年 8月 7日	0.0120
第7特定期間	2019年 8月 8日～2020年 2月 7日	0.0120
第8特定期間	2020年 2月 8日～2020年 8月 7日	0.0120
第9特定期間	2020年 8月 8日～2021年 2月 8日	0.0120
第10特定期間	2021年 2月 9日～2021年 8月10日	0.0120
第11特定期間	2021年 8月11日～2022年 2月 7日	0.0120
第12特定期間	2022年 2月 8日～2022年 8月 8日	0.0120
第13特定期間	2022年 8月 9日～2023年 2月 7日	0.0120
第14特定期間	2023年 2月 8日～2023年 8月 7日	0.0120
第15特定期間	2023年 8月 8日～2024年 2月 7日	0.0120
第16特定期間	2024年 2月 8日～2024年 8月 7日	0.0120
第17特定期間	2024年 8月 8日～2025年 2月 7日	0.0120

ドイチェ世界コーポレート・ハイブリッド証券ファンド（年4回決算型）Bコース（為替ヘッジなし）

		1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	2016年 8月 8日～2017年 2月 7日	0.0140
第2特定期間	2017年 2月 8日～2017年 8月 7日	0.0140
第3特定期間	2017年 8月 8日～2018年 2月 7日	0.0140
第4特定期間	2018年 2月 8日～2018年 8月 7日	0.0140
第5特定期間	2018年 8月 8日～2019年 2月 7日	0.0140
第6特定期間	2019年 2月 8日～2019年 8月 7日	0.0140
第7特定期間	2019年 8月 8日～2020年 2月 7日	0.0140
第8特定期間	2020年 2月 8日～2020年 8月 7日	0.0140
第9特定期間	2020年 8月 8日～2021年 2月 8日	0.0140
第10特定期間	2021年 2月 9日～2021年 8月10日	0.0140
第11特定期間	2021年 8月11日～2022年 2月 7日	0.0140
第12特定期間	2022年 2月 8日～2022年 8月 8日	0.0140
第13特定期間	2022年 8月 9日～2023年 2月 7日	0.0140
第14特定期間	2023年 2月 8日～2023年 8月 7日	0.0140
第15特定期間	2023年 8月 8日～2024年 2月 7日	0.0140
第16特定期間	2024年 2月 8日～2024年 8月 7日	0.0140
第17特定期間	2024年 8月 8日～2025年 2月 7日	0.0140

③【収益率の推移】

ドイチェ世界コーポレート・ハイブリッド証券ファンド（年4回決算型）Aコース（為替ヘッジあり）

		収益率（％）
第1特定期間	2016年 8月 8日～2017年 2月 7日	0.7
第2特定期間	2017年 2月 8日～2017年 8月 7日	6.0
第3特定期間	2017年 8月 8日～2018年 2月 7日	3.0
第4特定期間	2018年 2月 8日～2018年 8月 7日	△1.8
第5特定期間	2018年 8月 8日～2019年 2月 7日	△0.4
第6特定期間	2019年 2月 8日～2019年 8月 7日	6.2
第7特定期間	2019年 8月 8日～2020年 2月 7日	3.2
第8特定期間	2020年 2月 8日～2020年 8月 7日	△2.6

第9特定期間	2020年 8月 8日～2021年 2月 8日	4.7
第10特定期間	2021年 2月 9日～2021年 8月10日	2.2
第11特定期間	2021年 8月11日～2022年 2月 7日	△5.3
第12特定期間	2022年 2月 8日～2022年 8月 8日	△12.1
第13特定期間	2022年 8月 9日～2023年 2月 7日	0.6
第14特定期間	2023年 2月 8日～2023年 8月 7日	△3.3
第15特定期間	2023年 8月 8日～2024年 2月 7日	5.8
第16特定期間	2024年 2月 8日～2024年 8月 7日	2.5
第17特定期間	2024年 8月 8日～2025年 2月 7日	3.3

ドイチェ世界コーポレート・ハイブリッド証券ファンド（年4回決算型）Bコース（為替ヘッジなし）

		収益率（%）
第1特定期間	2016年 8月 8日～2017年 2月 7日	6.9
第2特定期間	2017年 2月 8日～2017年 8月 7日	13.6
第3特定期間	2017年 8月 8日～2018年 2月 7日	6.2
第4特定期間	2018年 2月 8日～2018年 8月 7日	△6.0
第5特定期間	2018年 8月 8日～2019年 2月 7日	△3.0
第6特定期間	2019年 2月 8日～2019年 8月 7日	0.9
第7特定期間	2019年 8月 8日～2020年 2月 7日	5.5
第8特定期間	2020年 2月 8日～2020年 8月 7日	△0.1
第9特定期間	2020年 8月 8日～2021年 2月 8日	6.1
第10特定期間	2021年 2月 9日～2021年 8月10日	4.7
第11特定期間	2021年 8月11日～2022年 2月 7日	△3.4
第12特定期間	2022年 2月 8日～2022年 8月 8日	△7.3
第13特定期間	2022年 8月 9日～2023年 2月 7日	3.7
第14特定期間	2023年 2月 8日～2023年 8月 7日	8.1
第15特定期間	2023年 8月 8日～2024年 2月 7日	10.9
第16特定期間	2024年 2月 8日～2024年 8月 7日	5.6
第17特定期間	2024年 8月 8日～2025年 2月 7日	3.9

（注）収益率は、小数第2位を四捨五入しております。

(4)【設定及び解約の実績】

下記期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

ドイチェ世界コーポレート・ハイブリッド証券ファンド（年4回決算型）Aコース（為替ヘッジあり）

		設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	2016年 8月 8日～2017年 2月 7日	1,179,889,060	30,645,082
第2特定期間	2017年 2月 8日～2017年 8月 7日	1,124,217,770	109,034,514
第3特定期間	2017年 8月 8日～2018年 2月 7日	976,184,505	1,287,757,284
第4特定期間	2018年 2月 8日～2018年 8月 7日	2,312,424,903	240,692,318
第5特定期間	2018年 8月 8日～2019年 2月 7日	533,419,959	328,912,987
第6特定期間	2019年 2月 8日～2019年 8月 7日	607,205,678	741,713,410
第7特定期間	2019年 8月 8日～2020年 2月 7日	706,593,138	728,494,308
第8特定期間	2020年 2月 8日～2020年 8月 7日	187,297,600	468,748,533
第9特定期間	2020年 8月 8日～2021年 2月 8日	46,051,054	660,076,065
第10特定期間	2021年 2月 9日～2021年 8月10日	74,198,436	707,883,389
第11特定期間	2021年 8月11日～2022年 2月 7日	42,649,834	423,883,351
第12特定期間	2022年 2月 8日～2022年 8月 8日	15,982,142	162,762,060
第13特定期間	2022年 8月 9日～2023年 2月 7日	13,413,435	130,711,994
第14特定期間	2023年 2月 8日～2023年 8月 7日	7,635,381	78,066,608

第15特定期間	2023年 8月 8日～2024年 2月 7日	7,925,643	69,138,994
第16特定期間	2024年 2月 8日～2024年 8月 7日	11,435,019	54,269,839
第17特定期間	2024年 8月 8日～2025年 2月 7日	13,470,599	84,104,443

ドイチェ世界コーポレート・ハイブリッド証券ファンド（年4回決算型）Bコース（為替ヘッジなし）

		設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	2016年 8月 8日～2017年 2月 7日	279,717,748	20,119,992
第2特定期間	2017年 2月 8日～2017年 8月 7日	37,993,043	37,306,687
第3特定期間	2017年 8月 8日～2018年 2月 7日	58,325,325	114,229,952
第4特定期間	2018年 2月 8日～2018年 8月 7日	110,360,849	73,127,618
第5特定期間	2018年 8月 8日～2019年 2月 7日	15,788,062	24,633,580
第6特定期間	2019年 2月 8日～2019年 8月 7日	29,868,619	28,081,352
第7特定期間	2019年 8月 8日～2020年 2月 7日	10,956,354	24,112,214
第8特定期間	2020年 2月 8日～2020年 8月 7日	43,464,528	56,940,532
第9特定期間	2020年 8月 8日～2021年 2月 8日	673,439	41,622,043
第10特定期間	2021年 2月 9日～2021年 8月10日	940,403	29,577,374
第11特定期間	2021年 8月11日～2022年 2月 7日	591,548	38,253,284
第12特定期間	2022年 2月 8日～2022年 8月 8日	257,855	25,953,189
第13特定期間	2022年 8月 9日～2023年 2月 7日	428,465	218,511
第14特定期間	2023年 2月 8日～2023年 8月 7日	57,943,128	8,097,173
第15特定期間	2023年 8月 8日～2024年 2月 7日	48,274,434	15,893,514
第16特定期間	2024年 2月 8日～2024年 8月 7日	18,468,329	58,130,830
第17特定期間	2024年 8月 8日～2025年 2月 7日	3,469,355	10,604,488

（注）設定数量には、当初設定数量を含みます。

(参考情報)

基準日：2025年2月28日

基準価額・純資産の推移

Aコース



Bコース



※1 基準価額の推移は、信託報酬控除後の価額を表示しております。

※2 分配金再投資基準価額の推移は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。

ただし、上記対象期間中の分配金が0円のファンドにつきましては基準価額と重なって表示されております。

分配の推移

Aコース

1万口当たり、税引前	
2025年 2月	60円
2024年11月	60円
2024年 8月	60円
2024年 5月	60円
2024年 2月	60円
設定来累計	2,040円

Bコース

1万口当たり、税引前	
2025年 2月	70円
2024年11月	70円
2024年 8月	70円
2024年 5月	70円
2024年 2月	70円
設定来累計	2,380円

主要な資産の状況

マザーファンドにおける組入上位10銘柄

	発行体	国・地域	業種 証券種別	通貨	償還日 早期償還予定日	クーポン (%)	格付	比率 (%)
1	グランド・シティ・プロパティーズ	ルクセンブルク	金融 永久劣後債	EUR	- 2026/3/9	1.500	BBB-	4.0
2	SES	ルクセンブルク	通信 期限付劣後債	EUR	2054/9/12 2032/6/12	6.000	BB+	3.8
3	フランス電力	フランス	公益 永久劣後債	GBP	- 2029/1/22	5.875	BBB-	3.7
4	バイエル	ドイツ	生活必需品 期限付劣後債	EUR	2054/9/13 2029/9/13	5.500	BBB-	3.1
5	センターポイント・エナジー	アメリカ	公益 期限付劣後債	USD	2055/5/15 2030/2/15	6.700	BBB-	3.0
6	トランスカナダ・パイプラインズ	カナダ	エネルギー 期限付劣後債	USD	2065/6/1 2030/3/1	7.000	BBB-	2.9
7	エネル	イタリア	公益 永久劣後債	EUR	- 2030/6/8	1.875	BBB-	2.6
8	B Pキャピタル・マーケット	イギリス	エネルギー 永久劣後債	GBP	- 2027/3/22	4.250	A-	2.4
9	ブリティッシュ・テレコミュニケーションズ	イギリス	通信 期限付劣後債	GBP	2083/12/20 2028/9/20	8.375	BB+	2.4
10	フランス電力	フランス	公益 永久劣後債	EUR	- 2032/6/17	5.625	BBB-	2.1

マザーファンドにおける
通貨別構成比

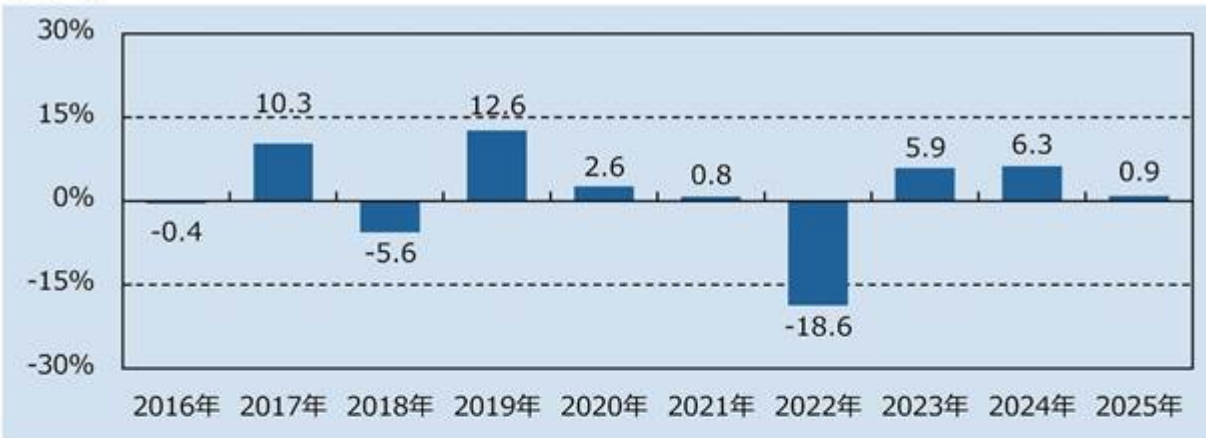
通貨	比率 (%)
ユーロ	63.2
アメリカ・ドル	19.3
イギリス・ポンド	15.0

※1 格付は Moody's、S & P、
フィッチのうち上位のものを採用しております。

※2 比率はマザーファンドにおける組入比率です。

年間収益率の推移

Aコース



Bコース



※1 年間収益率の推移は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。

※2 2016年は設定日（8月8日）から年末までの騰落率、2025年は2月末までの騰落率を表示しております。

※3 当ファンドにベンチマークはありません。

（注1）上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。

（注2）最新の運用実績は、委託会社のホームページで開示されております。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

①取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日（ただし、フランクフルト証券取引所の休業日、フランクフルトの銀行休業日、ロンドン証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日、ニューヨークにおける債券市場の取引停止日のいずれかに該当する日を除きます。）の午後3時30分^{※1}までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

※1 販売会社によって異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が原則として税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。

当ファンドの取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申し出るものとします。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約^{※2}を締結します。なお、収益分配金を再投資せず受取りを希望される場合は、販売会社によっては再投資の停止を申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

※2 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。

- ②当ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- ③申込単位は、販売会社が定める単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。申込単位の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。
- ④申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。
- ⑤申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。
- ⑥申込代金については、原則として販売会社が定める日までに申込みの販売会社に支払うものとし、詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。
- ⑦取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等
- a. 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を制限または停止することができます。
 - b. 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断した場合は、受益権の取得申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <https://funds.dws.com/ja-jp/>

・電話番号 03-6730-1308（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

2【換金（解約）手続等】

- ①受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。
- 一部解約の実行の請求の受付は、原則として販売会社の営業日（ただし、フランクフルト証券取引所の休業日、フランクフルトの銀行休業日、ロンドン証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日、ニューヨークにおける債券市場の取引停止日のいずれかに該当する日を除きます。）の午後3時30分※までに一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。
- ※ 販売会社によって異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。
- ②当ファンドの一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ③解約単位は、販売会社が定める単位とします。解約単位の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。
- ④解約価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額[※]（当該基準価額に0.3%を乗じて得た額）を差し引いた額とします。
- 解約価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。
- ※ 「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。
- ⑤お手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた額となります。詳しくは前記「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご参照下さい。
- ⑥解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から販売会社の本・支店、営業所等にて支払われます。
- ⑦委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑が生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断した場合は、一部解約の実行の請求の受付を中止すること及び既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。
- その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記④に準じて計算された価額とします。
- ⑧信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

（注）上記のほか、販売会社によっては受益権を買い取る場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <https://funds.dws.com/ja-jp/>

・電話番号 03-6730-1308（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<基準価額の計算方法等について>

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

受益権1口当たりの純資産総額が基準価額です。なお、便宜上、1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <https://funds.dws.com/ja-jp/>

・電話番号 03-6730-1308（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

また、原則として日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。

ファンド	略称
Aコース	コーポハイA
Bコース	コーポハイB

<運用資産の評価基準及び評価方法>

マザーファンド	基準価額で評価します。
株式	原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。
公社債等	法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって、時価評価します。
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。
外国為替予約取引	原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

(2)【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まりますので、保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託契約締結日（2016年8月8日）から2026年8月7日までとします。

ただし、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたとき、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

①当ファンドの計算期間は、毎年2月8日から5月7日まで、5月8日から8月7日まで、8月8日から11月7日まで及び11月8日から翌年2月7日までとすることを原則とします。

②上記①にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は上記「(3) 信託期間」に規定する信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

①信託の終了

(イ)委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、各ファンドの受益権の口数が30億口を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ロ)委託会社は、上記(イ)の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(ハ)上記(ロ)の書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本(ハ)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(ニ)上記(ロ)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(ホ)上記(ロ)から(ニ)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用し

ません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ロ)から(ニ)までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが困難なときには適用しません。

②信託約款の変更等

(イ)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投信法第16条第2号に定める「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本②に規定する以外の方法によって変更することができないものとしします。

(ロ)委託会社は、上記(イ)の事項（上記(イ)の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記(イ)の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款の変更等の内容及びその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(ハ)上記(ロ)の書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本(ハ)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(ニ)上記(ロ)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(ホ)書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(ヘ)上記(ロ)から(ホ)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(ト)上記(イ)から(ヘ)までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

③信託契約に関する監督官庁の命令

(イ)委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(ロ)委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記②の規定にしたがいます。

④委託会社の登録取消し等に伴う取扱い

(イ)委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ロ)上記(イ)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、上記②の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

⑤運用報告書

委託会社は、法令に基づき、6ヵ月毎（毎年2月及び8月の決算日を基準とします。）及び信託終了時に、期中の運用経過及び組入有価証券の内容等を記載した交付運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて当該信託財産に係る知れている受益者に対して交付します。なお、委託会社は、運用報告書（全体版）については電磁的方法により受益者に提供します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

⑥関係法人との契約の更改等

<投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約>

当初の契約の有効期間は原則として1年間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに、委託会社及び販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

＜投資顧問契約＞

契約の期間については、特段の定めはありません。ただし、90日以上前の書面による相手方への通知により、どちらの当事者も投資顧問契約を終了することができます。終了の通知に際し、投資顧問会社は委託会社により別段指示されない限り、終了日まで運用の指図を続けるものとします。

⑦委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

(イ)委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

(ロ)委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

(イ)受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記②の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

(ロ)委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑨公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑩信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

⑪再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1)収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払いを決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日までに、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は原則として税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(2)償還金に対する請求権

受益者は、当ファンドの償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、原則として信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払いを開始します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(3)受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて、販売会社が定める単位をもって一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から受益者に支払われます。

(4)帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17特定期間（2024年8月8日から2025年2月7日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ドイチェ世界コーポレート・ハイブリッド証券ファンド（年4回決算型）Aコース（為替ヘッジあり）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第16特定期間 (2024年8月7日現在)	第17特定期間 (2025年2月7日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,000	23,000
親投資信託受益証券	1,378,089,399	1,380,479,967
派生商品評価勘定	78,503,609	41,817,402
流動資産合計	1,456,598,008	1,422,320,369
資産合計	1,456,598,008	1,422,320,369
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	415,484	—
未払収益分配金	9,742,396	9,318,593
未払解約金	511,832	2,987,898
未払受託者報酬	120,759	117,812
未払委託者報酬	4,226,562	4,123,333
その他未払費用	726,590	720,854
流動負債合計	15,743,623	17,268,490
負債合計	15,743,623	17,268,490
純資産の部		
元本等		
元本	1,623,732,821	1,553,098,977
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△182,878,436	△148,047,098
（分配準備積立金）	84,373,951	86,518,445
元本等合計	1,440,854,385	1,405,051,879
純資産合計	1,440,854,385	1,405,051,879
負債純資産合計	1,456,598,008	1,422,320,369

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第16特定期間 (自 2024年2月8日 至 2024年8月7日)	第17特定期間 (自 2024年8月8日 至 2025年2月7日)
営業収益		
受取利息	1	35
有価証券売買等損益	94,431,025	63,841,834
為替差損益	△49,236,953	△8,007,963
営業収益合計	45,194,073	55,833,906
営業費用		
受託者報酬	239,792	237,903
委託者報酬	8,392,749	8,326,574
その他費用	732,530	720,854
営業費用合計	9,365,071	9,285,331
営業利益	35,829,002	46,548,575
経常利益	35,829,002	46,548,575
当期純利益	35,829,002	46,548,575
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	326,200	789,503
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△204,094,662	△182,878,436
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,659,642	9,250,282
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,659,642	9,250,282
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,300,452	1,374,055
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,300,452	1,374,055
分配金	19,645,766	18,803,961
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△182,878,436	△148,047,098

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約の評価は、個別法に基づき、原則として、わが国における特定期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第16特定期間 (2024年8月7日現在)	第17特定期間 (2025年2月7日現在)
当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	第16特定期間 (2024年8月7日現在)	第17特定期間 (2025年2月7日現在)
1.受益権の総数	1,623,732,821口	1,553,098,977口
2.元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合 におけるその差額	182,878,436円	148,047,098円
3.1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8874円 (8,874円)	0.9047円 (9,047円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第16特定期間 (自 2024年2月8日 至 2024年8月7日)	第17特定期間 (自 2024年8月8日 至 2025年2月7日)
1.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するため に要する費用として委託者報酬の 中から支弁している額	純資産総額に対して年率0.275%以内の額	同左
2.分配金の計算方法	第31期(2024年2月8日から2024年5月7日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(10,710,235円)、収益調整金(123,283,787円)、分配準備積立金(82,657,003円)より、分配対象収益は、216,651,025円(1万口当たり1,312円)であり、うち9,903,370円(1万口当たり60円)を分配金額としております。 第32期(2024年5月8日から2024年8月7日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(12,364,797円)、収益調整金(121,701,978円)、分配準備積立金(81,751,550円)より、分配対象収益は、215,818,325円(1万口当たり1,329円)であり、うち9,742,396円(1万口当たり60円)を分配金額としております。	第33期(2024年8月8日から2024年11月7日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(12,710,083円)、収益調整金(119,023,504円)、分配準備積立金(81,742,764円)より、分配対象収益は、213,476,351円(1万口当たり1,350円)であり、うち9,485,368円(1万口当たり60円)を分配金額としております。 第34期(2024年11月8日から2025年2月7日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(12,485,799円)、収益調整金(117,128,397円)、分配準備積立金(83,351,239円)より、分配対象収益は、212,965,435円(1万口当たり1,371円)であり、うち9,318,593円(1万口当たり60円)を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第16特定期間 (自 2024年2月8日 至 2024年8月7日)	第17特定期間 (自 2024年8月8日 至 2025年2月7日)
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左

2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンド及び主要投資対象である親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等）、流動性リスク、信用リスク等があります。 当ファンドが行うデリバティブ取引については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、アセットマネジメント業務部、アセットマネジメントコンプライアンス部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、委託先リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用委託先管理業務を行っております。また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第16特定期間 (2024年8月7日現在)	第17特定期間 (2025年2月7日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (3)デリバティブ取引 (デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左
----------------------------	--	----

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	第16特定期間 (2024年8月7日現在)	第17特定期間 (2025年2月7日現在)
親投資信託受益証券	△5,067,747	△36,109,573
合計	△5,067,747	△36,109,573

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

区分	種類	第16特定期間(2024年8月7日現在)			
		契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	イギリスポンド 売建	6,858,185	—	6,442,701	△415,484
	アメリカドル	87,546,063	—	82,676,216	4,869,847
	ユーロ	1,126,198,496	—	1,069,249,520	56,948,976
	イギリスポンド	236,333,508	—	219,648,722	16,684,786
	合計	1,456,936,252	—	1,378,017,159	78,088,125

区分	種類	第17特定期間(2025年2月7日現在)			
		契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカドル	162,580,151	—	158,032,539	4,547,612
	ユーロ	1,019,340,259	—	986,792,647	32,547,612
	イギリスポンド	216,083,895	—	211,361,717	4,722,178
	合計	1,398,004,305	—	1,356,186,903	41,817,402

(注1)時価の算定方法

1. 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

- ① 為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2. 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値で評価しております。

3. 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第16特定期間 (2024年8月7日現在)	第17特定期間 (2025年2月7日現在)
	金額(円)	金額(円)
元本の推移 期首元本額	1,666,567,641	1,623,732,821

期中追加設定元本額	11,435,019	13,470,599
期中一部解約元本額	54,269,839	84,104,443

(4)【附属明細表】

①有価証券明細表

(ア)株式

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	ドイチェ世界コーポレート・ハイブリッド証券マザーファンド	726,568,404	1,380,479,967	
合計		726,568,404	1,380,479,967	

②信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(3)注記表(デリバティブ取引に関する注記) 取引の時価等に関する事項に記載しております。

【ドイチェ世界コーポレート・ハイブリッド証券ファンド（年4回決算型）Bコース（為替ヘッジなし）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第16特定期間 (2024年8月7日現在)	第17特定期間 (2025年2月7日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,000	—
親投資信託受益証券	164,338,687	154,909,812
流動資産合計	164,339,687	154,909,812
資産合計	164,339,687	154,909,812
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	824,279	774,334
未払解約金	3,993,371	38
未払受託者報酬	14,540	13,095
未払委託者報酬	508,721	458,256
その他未払費用	87,719	79,023
流動負債合計	5,428,630	1,324,746
負債合計	5,428,630	1,324,746
純資産の部		
元本等		
元本	117,754,284	110,619,151
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	41,156,773	42,965,915
（分配準備積立金）	22,843,786	28,440,930
元本等合計	158,911,057	153,585,066
純資産合計	158,911,057	153,585,066
負債純資産合計	164,339,687	154,909,812

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第16特定期間 (自 2024年2月8日 至 2024年8月7日)	第17特定期間 (自 2024年8月8日 至 2025年2月7日)
営業収益		
受取利息	—	1
有価証券売買等損益	10,991,798	7,106,533
営業収益合計	10,991,798	7,106,534
営業費用		
支払利息	5	—
受託者報酬	28,970	26,102
委託者報酬	1,013,756	913,356
その他費用	87,719	79,023
営業費用合計	1,130,450	1,018,481
営業利益	9,861,348	6,088,053
経常利益	9,861,348	6,088,053
当期純利益	9,861,348	6,088,053
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	2,106,189	293,124
期首剰余金又は期首欠損金（△）	45,780,416	41,156,773
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,898,844	1,314,585
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,898,844	1,314,585
剰余金減少額又は欠損金増加額	17,616,925	3,749,478
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	17,616,925	3,749,478
分配金	1,660,721	1,550,894
期末剰余金又は期末欠損金（△）	41,156,773	42,965,915

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第16特定期間 (2024年8月7日現在)	第17特定期間 (2025年2月7日現在)
当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	第16特定期間 (2024年8月7日現在)	第17特定期間 (2025年2月7日現在)
1.受益権の総数	117,754,284口	110,619,151口
2.1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.3495円 (13,495円)	1.3884円 (13,884円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第16特定期間 (自 2024年2月8日 至 2024年8月7日)	第17特定期間 (自 2024年8月8日 至 2025年2月7日)
1.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に対して年率0.275%以内の額	同左
2.分配金の計算方法	第31期(2024年2月8日から2024年5月7日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,490,813円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(7,783,796円)、収益調整金(31,259,031円)、分配準備積立金(16,088,979円)より、分配対象収益は、56,622,619円(1万口当たり4,738円)であり、うち836,442円(1万口当たり70円)を分配金額としております。 第32期(2024年5月8日から2024年8月7日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,185,910円)、収益調整金(32,567,263円)、分配準備積立金(22,482,155円)より、分配対象収益は、56,235,328円(1万口当たり4,775円)であり、うち824,279円(1万口当たり70円)を分配金額としております。	第33期(2024年8月8日から2024年11月7日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,525,773円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(6,397,436円)、収益調整金(31,220,865円)、分配準備積立金(21,026,437円)より、分配対象収益は、60,170,511円(1万口当たり5,423円)であり、うち776,560円(1万口当たり70円)を分配金額としております。 第34期(2024年11月8日から2025年2月7日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,268,398円)、収益調整金(31,283,189円)、分配準備積立金(27,946,866円)より、分配対象収益は、60,498,453円(1万口当たり5,469円)であり、うち774,334円(1万口当たり70円)を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第16特定期間 (自 2024年2月8日 至 2024年8月7日)	第17特定期間 (自 2024年8月8日 至 2025年2月7日)
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左

2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンド及び主要投資対象である親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等）、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、アセットマネジメント業務部、アセットマネジメントコンプライアンス部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第16特定期間 (2024年8月7日現在)	第17特定期間 (2025年2月7日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	第16特定期間 (2024年8月7日現在)	第17特定期間 (2025年2月7日現在)
親投資信託受益証券	△968,115	△3,970,584
合計	△968,115	△3,970,584

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第16特定期間 (2024年8月7日現在)	第17特定期間 (2025年2月7日現在)
	金額(円)	金額(円)
元本の推移		
期首元本額	157,416,785	117,754,284
期中追加設定元本額	18,468,329	3,469,355
期中一部解約元本額	58,130,830	10,604,488

(4)【附属明細表】

①有価証券明細表

(ア)株式

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	ドイチェ世界コーポレート・ハイブリッド証券マザーファンド	81,531,480	154,909,812	
合計		81,531,480	154,909,812	

②信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは「ドイチェ世界コーポレート・ハイブリッド証券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、当ファンドの特定期間末日における同親投資信託の状況は次の通りです。

「ドイチェ世界コーポレート・ハイブリッド証券マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1)貸借対照表

区分	(2024年8月7日現在)	(2025年2月7日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	6,394,196	24,054,346
金銭信託	604,397	121,565
コール・ローン	11,994,000	9,977,000
特殊債券	224,136,416	211,319,680
社債券	1,258,483,903	1,266,434,648
派生商品評価勘定	—	232,109
未収入金	16,049,913	—
未収利息	24,540,176	23,086,562
前払費用	475,513	181,038
流動資産合計	1,542,678,514	1,535,406,948
資産合計	1,542,678,514	1,535,406,948
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	246,094	—
流動負債合計	246,094	—
負債合計	246,094	—
純資産の部		
元本等		
元本	849,214,385	808,099,884
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	693,218,035	727,307,064
元本等合計	1,542,432,420	1,535,406,948
純資産合計	1,542,432,420	1,535,406,948
負債純資産合計	1,542,678,514	1,535,406,948

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	特殊債券及び社債券につきましては個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しております。 計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約の評価は、個別法に基づき、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。
3.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

(2024年8月7日現在)	(2025年2月7日現在)
本書における開示対象ファンドの当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2024年8月7日現在)	(2025年2月7日現在)
1.受益権の総数	849,214,385口	808,099,884口
2.1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.8163円 (18,163円)	1.9000円 (19,000円)

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	(自 2024年2月8日 至 2024年8月7日)	(自 2024年8月8日 至 2025年2月7日)
1.金融商品に対する取組方針	当親投資信託は証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。 当親投資信託が行うデリバティブ取引については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左

3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミットteeで、ここでは運用部、アセットマネジメント業務部、アセットマネジメントコンプライアンス部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、委託先リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミットteeで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミットteeに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用委託先管理業務を行っております。また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。	同左
------------------	--	----

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2024年8月7日現在)	(2025年2月7日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (3)デリバティブ取引 (デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	(2024年8月7日現在)	(2025年2月7日現在)
特殊債券	3,721,125	8,375,874
社債券	44,854,821	72,622,498
合計	48,575,946	80,998,372

(注)「計算期間」とは当親投資信託の計算期間の期首日から本書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

区分	種類	(2024年8月7日現在)			
		契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 ユーロ	18,272,401	—	18,518,495	△246,094
	合計	18,272,401	—	18,518,495	△246,094

区分	種類	(2025年2月7日現在)			
		契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 ユーロ	18,478,194	—	18,246,085	232,109
	合計	18,478,194	—	18,246,085	232,109

(注1)時価の算定方法

1. 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・ 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2. 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値で評価しております。

3. 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	(2024年8月7日現在)	(2025年2月7日現在)
	金額(円)	金額(円)
1. 元本の推移		
期首元本額	977,641,941	849,214,385
期中追加設定元本額	16,675,753	40,605,826
期中一部解約元本額	145,103,309	81,720,327
期末元本額	849,214,385	808,099,884
2. 元本の内訳		
ドイチェ世界コーポレート・ハイブリッド証券ファンド (年4回決算型) Aコース (為替ヘッジあり)	758,734,460	726,568,404
ドイチェ世界コーポレート・ハイブリッド証券ファンド (年4回決算型) Bコース (為替ヘッジなし)	90,479,925	81,531,480

(3)附属明細表

①有価証券明細表

(ア)株式

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	数量	評価額	備考
特殊債券	ユーロ	EDF FRN PERPETUAL	200,000.00	208,680.00	
		FRPTT FRN PERPETUAL	200,000.00	208,230.00	
		PROXBB FRN PERPETUAL	100,000.00	100,515.00	
		TENN FRN PERPETUAL	130,000.00	135,172.70	
		計		652,597.70	
				(102,490,468)	
	イギリスポンド	EDF FRN PERPETUAL	300,000.00	296,610.00	
		ORSTED FRN 02/18/21	200,000.00	148,650.00	
		VATFAL FRN 08/17/83	130,000.00	133,588.00	
		計		578,848.00	

				(108,829,212)	
	小計			211,319,680	
				(211,319,680)	
社債券	アメリカドル	APTV FRN 12/15/54	200,000.00	199,740.00	
		BPLN FRN PERPETUAL	200,000.00	198,690.00	
		CNP FRN 05/15/55	300,000.00	300,045.00	
		ENBCN FRN 01/15/77	100,000.00	99,685.00	
		ENBCN FRN 03/01/78	50,000.00	49,582.50	
		RAKUTN FRN PERPETUAL	200,000.00	179,770.00	
		VOD FRN 06/04/81	140,000.00	108,906.00	
	計			1,136,418.50	
				(171,940,119)	
	ユーロ	ABESM FRN PERPETUAL	100,000.00	102,565.00	
		ACFP FRN PERPETUAL	200,000.00	206,220.00	
		AEMSPA FRN PERPETUAL	100,000.00	103,870.00	
		ALOFN FRN PERPETUAL	100,000.00	105,450.00	
		BATSLN FRN PERPETUAL	200,000.00	194,360.00	
		BATSLN FRN PERPETUAL	100,000.00	98,560.00	
		BAYNGR FRN 09/13/54	300,000.00	302,538.00	
		BRITEL FRN 10/03/54	190,000.00	197,125.00	
		ENBW FRN 08/31/81	200,000.00	172,060.00	
		ENBW FRN 08/31/81	200,000.00	184,532.00	
		ENELIM FRN PERPETUAL	290,000.00	258,999.00	
		ENELIM FRN PERPETUAL	100,000.00	101,195.00	
		ENELIM FRN PERPETUAL	152,000.00	153,041.20	
		ENGIFP FRN PERPETUAL	100,000.00	103,785.00	
		ENIIM FRN PERPETUAL	100,000.00	94,239.00	
		FCDF FRN PERPETUAL	200,000.00	203,330.00	
		GYCGR FRN PERPETUAL	400,000.00	383,420.00	
		HEIBOS FRN PERPETUAL	100,000.00	99,840.00	
		IREIM FRN PERPETUAL	100,000.00	101,960.00	
		MRKGR FRN 08/27/54	100,000.00	100,445.00	
		RAKUTN FRN PERPETUAL	200,000.00	185,010.00	
		ROQFRE FRN PERPETUAL	100,000.00	102,385.00	
		SESGFP FRN 09/12/54	417,000.00	351,697.80	
		SO FRN 09/15/81	340,000.00	323,850.00	
		SRGIM FRN PERPETUAL	200,000.00	205,040.00	
		T FRN PERPETUAL	100,000.00	99,450.00	
		TELEFO FRN PERPETUAL	100,000.00	106,060.00	
		TTEFP FRN PERPETUAL	220,000.00	199,056.00	
		TTEFP FRN PERPETUAL	100,000.00	102,045.00	
		TTEFP FRN PERPETUAL	100,000.00	102,381.00	
		ULFP FRN PERPETUAL	300,000.00	297,504.00	
		ULFP FRN PERPETUAL	100,000.00	108,960.00	
		VIEFP FRN PERPETUAL	200,000.00	189,752.00	
		VIEFP FRN PERPETUAL	100,000.00	96,910.00	
		VW FRN PERPETUAL	200,000.00	186,000.00	
		VW FRN PERPETUAL	100,000.00	99,540.00	
		VW FRN PERPETUAL	200,000.00	195,460.00	
	計			6,218,635.00	
				(976,636,626)	
	イギリスポンド	BPLN FRN PERPETUAL	200,000.00	195,040.00	
		BPLN FRN PERPETUAL	134,000.00	135,286.40	
		BRITEL FRN 12/20/83	180,000.00	194,004.00	
		CNALN FRN 05/21/55	100,000.00	102,540.00	
	計			626,870.40	
				(117,857,903)	
	小計			1,266,434,648	
				(1,266,434,648)	
合計				1,477,754,328	
				(1,477,754,328)	

(注)1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2.小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	社債券 7銘柄	11.2%	11.6%

ユーロ	特殊債券 社債券	4銘柄 37銘柄	6.7% 63.6%	73.1%
イギリスポンド	特殊債券 社債券	3銘柄 4銘柄	7.1% 7.7%	15.3%

②信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(2)注記表(デリバティブ取引に関する注記) 取引の時価等に関する事項に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

ドイチェ世界コーポレート・ハイブリッド証券ファンド（年4回決算型）Aコース（為替ヘッジあり）

（2025年 2月28日現在）

I 資産総額	1,412,944,323 円
II 負債総額	3,824,824 円
III 純資産総額（I－II）	1,409,119,499 円
IV 発行済口数	1,554,665,427 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.9064 円
（1万口当たり純資産額）	（9,064 円）

ドイチェ世界コーポレート・ハイブリッド証券ファンド（年4回決算型）Bコース（為替ヘッジなし）

（2025年 2月28日現在）

I 資産総額	152,559,806 円
II 負債総額	114,617 円
III 純資産総額（I－II）	152,445,189 円
IV 発行済口数	110,160,490 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.3838 円
（1万口当たり純資産額）	（13,838 円）

（参考）ドイチェ世界コーポレート・ハイブリッド証券マザーファンド

（2025年 2月28日現在）

I 資産総額	1,535,159,133 円
II 負債総額	20,504,790 円
III 純資産総額（I－II）	1,514,654,343 円
IV 発行済口数	799,156,689 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.8953 円
（1万口当たり純資産額）	（18,953 円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換について

該当事項はありません。

2. 受益者に対する特典

該当事項はありません。

3. 内国投資信託受益権の譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。ただし、受益権の譲渡の手続き及び受益権の譲渡の対抗要件は、以下によるものとします。

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

④受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

4. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

5. 償還金

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

6. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金等

①資本金の額

3,078百万円（2025年3月末現在）

②発行する株式の総数

200,000株（2025年3月末現在）

③発行済株式総数

61,560株（2025年3月末現在）

④最近5年間ににおける資本金の額の増減

該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

委託会社は、取締役会及び監査役をおきます。

取締役及び監査役は、株主総会の決議をもって選任され、その員数は取締役については3名以上、監査役については1名以上とします。

取締役会は、取締役全員で組織され、経営に関するすべての重要事項及び法令または定款によって定められた事項につき意思決定を行います。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

監査役は、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠のために選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間とします。

（投資信託の運用プロセス）

- ①四半期毎に行われる投資戦略会議において、DWSグループ（グローバル）からの情報を参考にしつつ、各投資対象についての市場見通し並びに大まかな運用方針を決定します。
- ②運用担当者は、投資戦略会議の方針にしたがって各ファンドの運用計画を作成し、運用部長の承認を得ます。その際、必要に応じてグループ内の投資環境調査やモデルポートフォリオを参考にします。
- ③承認された運用計画にしたがって、運用担当者は売買を指示し、ポートフォリオの構築を行います。その際ファンドによっては、外部運用機関と投資助言契約もしくは運用委託契約を結んだ上で運用を行う場合があります。
- ④各拠点で運用ガイドライン・モニタリングを担当するチームが、個々の売買についてガイドライン違反等がないか速やかにチェックを行います。
- ⑤運用評価会議では、各ファンドの運用成績を分析するとともに、運用に際して取っているアクティブリスクの状況や他ファンドとの均一性についてレビューを行い、今後の運用へのフィードバックを行います。
- ⑥インベストメント・コントロール・コミッティーにおいて、ガイドラインの遵守状況や運用上の改善すべき点等について検討を行います。
- ⑦アセットマネジメントコンプライアンス部は、運用部から独立した立場で、ガイドライン遵守状況及び利益相反取引のチェックを行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務、第一種金融商品取引業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

2025年3月末現在、委託会社の運用するファンドは67本、純資産総額は729,411百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類別の本数及び純資産総額は下記の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	追加型	株式投資信託	54本	194,090百万円
私募	単位型	株式投資信託	1本	813百万円
	追加型	株式投資信託	12本	534,509百万円
合計			67本	729,411百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより記載しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位:千円)				
		前事業年度	当事業年度	
		(2023年 3月31日)	(2024年 3月31日)	
資産の部				
流動資産				
預金	※ 1	3,268,198	※ 1	3,566,951
前払費用		24,728		53,483
未収委託者報酬		356,135		421,696
未収収益	※ 1	1,834,232	※ 1	1,746,442
未収還付消費税等		21,354		-
立替金		29,019		41,199
流動資産計		5,533,669		5,829,774
固定資産				
投資その他の資産				
投資有価証券		10,712		1,105
敷金		21,027		28,459
供託金		10,000		10,000
預託金		1,000		1,000
投資その他の資産合計		42,739		40,565
固定資産合計		42,739		40,565
資産合計		5,576,409		5,870,339

	前事業年度 (2023年 3 月31日)	当事業年度 (2024年 3 月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	208,117	223,520
未払手数料	167,040	187,471
その他未払金	75,172	72,968
未払費用 ※1	952,266	※1 1,195,329
未払消費税	-	8,654
未払法人税等	42,657	39,086
賞与引当金	125,974	121,599
その他流動負債	5,990	17,692
流動負債合計	1,577,221	1,866,323
固定負債		
退職給付引当金	501,274	406,706
長期未払費用	30,470	27,474
賞与引当金	24,395	47,037
繰延税金負債	700	84
固定負債合計	556,840	481,302
負債合計	2,134,061	2,347,626
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,078,000	3,078,000
資本剰余金		
資本準備金	1,830,000	1,830,000
資本剰余金合計	1,830,000	1,830,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△ 1,467,239	△ 1,385,478
利益剰余金合計	△ 1,467,239	△ 1,385,478
株主資本合計	3,440,760	3,522,521
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,587	191
評価・換算差額等合計	1,587	191
純資産合計	3,442,347	3,522,713
負債純資産合計	5,576,409	5,870,339

(2) 【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	2,794,467	3,033,825
運用受託報酬	431	224
その他営業収益	3,000,872	3,007,179
営業収益合計	5,795,771	6,041,228
営業費用		
支払手数料	1,367,077	1,406,573
広告宣伝費	25,065	20,134
調査費	78,183	125,890
委託調査費	314,845	426,339
情報機器関連費	151,062	137,104
委託計算費	210,558	202,709
通信費	7,649	8,824
印刷費	17,028	10,663
協会費	10,737	11,017
諸会費	784	1,038
諸経費	22,734	24,718
営業費用合計	2,205,727	2,375,014
一般管理費		
役員報酬	48,382	90,996
給料・手当	1,145,187	1,097,901
賞与	341,781	418,805
交際費	3,704	4,628
寄付金	1,624	-
旅費交通費	19,066	21,419
租税公課	48,005	57,241
不動産賃借料	297,790	329,400
退職給付費用	98,792	98,469
福利厚生費	292,675	316,749
業務委託費	※ 1 899,466	※ 1 774,694
諸経費	90,821	110,740
一般管理費合計	3,287,299	3,321,046
営業利益	302,744	345,167
営業外収益		
有価証券売却益	-	2,999
雑収益	4,055	7,477
営業外収益合計	4,055	10,477
営業外費用		
為替差損	44,650	63,399
有価証券売却損	5	2
雑損失	1,682	2,736
営業外費用合計	46,338	66,138
経常利益	260,461	289,505
特別利益		

過年度収益分配精算金	※ 2	141,735	-
特別利益合計		141,735	-
特別損失			
割増退職金		82,075	162,037
過年度収益分配精算金	※ 3	14,980	-
特別損失合計		97,055	162,037
税引前当期純利益		305,141	127,468
法人税、住民税及び事業税		66,662	45,706
法人税等合計		66,662	45,706
当期純利益		238,478	81,761

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位:千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金	
			繰越利益剰余金	
当期首残高	3,078,000	1,830,000	△ 1,705,718	3,202,381
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	-
当期純利益	-	-	238,478	238,478
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	238,478	238,478
当期末残高	3,078,000	1,830,000	△ 1,467,239	3,440,760

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	1,781	1,781	3,204,063
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	-
当期純利益	-	-	238,478
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△ 194	△ 194	△ 194
当期変動額合計	△ 194	△ 194	238,283
当期末残高	1,587	1,587	3,442,347

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位:千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金	
			繰越利益剰余金	
当期首残高	3,078,000	1,830,000	△ 1,467,239	3,440,760
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	-
当期純利益	-	-	81,761	81,761
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	81,761	81,761
当期末残高	3,078,000	1,830,000	△ 1,385,478	3,522,521

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	1,587	1,587	3,442,347
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	-
当期純利益	-	-	81,761
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△ 1,395	△ 1,395	△ 1,395
当期変動額合計	△ 1,395	△ 1,395	80,365
当期末残高	191	191	3,522,713

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券（市場価格のない株式等以外のもの）

当事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員等に対する賞与の支払及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の支払に備えるため、当社所定の計算基準により算出した支払見込額の当事業年度負担分を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を翌期から費用処理することとしております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 収益の計上基準

当社は、投資運用業の契約に基づき顧客の資産を管理・運用する義務を負っています。契約における履行義務の充足に伴い、契約により定められたサービス提供期間にわたって収益を認識しております。具体的には以下の通りです。委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。また、当社の関係会社から受取る運用受託報酬及び振替収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識しております。

（貸借対照表関係）

※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
預金	2,401,501 千円	2,930,930 千円
未収収益	41,252 千円	2,433 千円
未払費用	72,952 千円	188,760 千円

（損益計算書関係）

※1 関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
業務委託費	216,818 千円	389,267 千円

※2 過年度収益分配精算金

前事業年度において、当社が海外グループ会社に提供してきた業務部と企画部に係る海外ファンドサービス関連費用を各社に請求することで合意しました。前事業年度より以前の期間に帰属する請求分については、特別利益として過年度収益分配精算金141,735千円を計上しております。

※3 過年度収益分配精算金

前事業年度において、当社が海外グループ会社より受領した運用受託に係る報酬を払い戻すことで合意しました。前事業年度より以前の期間に帰属する請求分については、特別損失として過年度収益分配精算金14,980千円を計上しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	61,560	-	-	61,560

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	61,560	-	-	61,560

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は顧客資産について投資助言・代理及び投資運用業務等を行っており、業務上必要と認められる場合以外は、自己勘定による資金運用は行っておりません。預金については全て決済性の当座預金であります。また、銀行借入や社債等による資金調達を行っておりません。

デリバティブについても、外貨建営業債権及び債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当座預金並びに営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、取引先の信用リスクに晒されています。預金に関するリスクは、当社の社内規程に従い、取引先の信用リスクのモニタリングを行っており、営業債権に関するリスクは、取引先毎の期日管理及び残高管理を実施し、主要な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券は当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、業務上の必要性から保有しているもので、投資額も必要最低額であるため、市場価格の変動リスク、市場の流動性リスクは限定的であります。

外貨建営業債権及び債務は為替変動リスクに晒されており、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して先物為替予約によりリスクの回避を実施しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、社内規程に基づいて取引、記帳及び取引先との残高照合等を行っております。

営業債務に関する流動性リスクについては、経理部において資金繰りをモニタリングしております。

上記、信用、市場、為替リスクに関する事項は、社内規程に基づいて定期的に社内委員会に報告され、審議、検討を行っております。また、流動性リスクに関する事項につきましても逐次、社内担当役員に報告されております。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、以下のとおりであります。

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	10,712	10,712	-
資産計	10,712	10,712	-
デリバティブ取引（*1）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(5,990)	(5,990)	-
デリバティブ取引計	(5,990)	(5,990)	-

（*1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（*2）預金、未収委託者報酬、未収収益、預り金、未払手数料、その他の未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の３つのレベルに分類しております。

- レベル１の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル２の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル３の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前会計期間末（2023年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券	-	10,712	-	10,712
資産計	-	10,712	-	10,712
デリバティブ取引				
通貨関連	-	5,990	-	5,990
負債計	-	5,990	-	5,990

（注）１．時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

当社が保有している投資信託は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２に分類しております。

デリバティブ取引

先渡為替予約の時価については、為替相場等観察可能な市場データに基づいて取引先金融機関等が算定したデータを使用して評価しているため、レベル２に分類しております。

（注）２．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超
預金	3,268,198	-	-
未収委託者報酬	356,135	-	-
未収収益	1,834,232	-	-
投資有価証券			
その他有価証券	-	487	-
合計	5,458,567	487	-

（注）償還期間が見込めないものについては表中に記載を行わず、除外しております。

当事業年度（2024年3月31日）

（単位:千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	1,105	1,105	-
資産計	1,105	1,105	-
デリバティブ取引（*1）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(427)	(427)	-
デリバティブ取引計	(427)	(427)	-

（*1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（*2）預金、預り金、未払金、未収収益及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

当会計期間末（2024年3月31日）

（単位:千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	-	1,105	-	1,105
資産計	-	1,105	-	1,105
デリバティブ取引				
通貨関連	-	427	-	427
負債計	-	427	-	427

（注）1．時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

当社が保有している投資信託は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

デリバティブ取引

先渡為替予約の時価については、為替相場等観察可能な市場データに基づいて取引先金融機関等が算定したデータを使用して評価しているため、レベル2に分類しております。

(注) 2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超
預金	3,566,951	-	-
未収委託者報酬	421,696	-	-
未収収益	1,746,442	-	-
投資有価証券			
その他有価証券	567	-	129
合計	5,735,658	-	129

(注) 償還期間が見込めないものについては表中に記載を行わず、除外しております。

（有価証券関係）

１．その他有価証券

前事業年度（2023年３月31日）

（単位:千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	その他	9,589	7,289	2,300
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	その他	1,123	1,135	△ 12
合計		10,712	8,424	2,287

当事業年度（2024年３月31日）

（単位:千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	その他	1,105	828	276
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	その他	-	-	-
合計		1,105	828	276

２．売却したその他有価証券

前事業年度（自 2022年４月１日 至 2023年３月31日）

（単位:千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	994	-	5

当事業年度（自 2023年４月１日 至 2024年３月31日）

（単位:千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	10,696	2,999	2

（デリバティブ取引関係）

ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物は通貨のみであり、貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

前事業年度（2023年3月31日）

通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。）

（単位:千円）

区分	為替予約取引	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	売建				
	ユーロ	1,015,574	-	△ 6,650	△ 6,650
	買建				
	ユーロ	105,202	-	660	660
合計		1,120,776	-	△ 5,990	△ 5,990

当事業年度（2024年3月31日）

通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。）

（単位:千円）

区分	為替予約取引	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	売建				
	ユーロ	533,171	-	△ 296	△ 296
	買建				
	ユーロ	26,233	-	△ 131	△ 131
合計		559,405	-	△ 427	△ 427

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職一時金制度と確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度		当事業年度	
	（自	2022年4月1日	（自	2023年4月1日
	至	2023年3月31日）	至	2024年3月31日）
退職給付債務の期首残高		473,690		494,477
勤務費用		52,488		52,890
利息費用		3,985		6,531
数理計算上の差異の発生額		△ 3,063		△ 3,477
退職給付の支払額		△ 32,623		△ 151,934
転籍者調整額		-		395
退職給付債務の期末残高		494,477		398,884

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度		当事業年度	
	（自	2022年4月1日	（自	2023年4月1日
	至	2023年3月31日）	至	2024年3月31日）
非積立型制度の退職給付債務		494,477		398,884
未積立退職給付債務		494,477		398,884
未認識数理計算上の差異		6,796		7,822
貸借対照表に計上された負債の純額		501,274		406,706
退職給付引当金		501,274		406,706
貸借対照表に計上された負債の純額		501,274		406,706

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度		当事業年度	
	（自	2022年4月1日	（自	2023年4月1日
	至	2023年3月31日）	至	2024年3月31日）
勤務費用		52,488		52,890
利息費用		3,985		6,531
数理計算上の差異の費用処理額		△ 1,124		△ 2,452
確定給付制度に係る退職給付費用		55,349		56,970

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前事業年度		当事業年度	
	（自	2022年4月1日	（自	2023年4月1日
	至	2023年3月31日）	至	2024年3月31日）
割引率		1.38%		1.75%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度43,443千円、当事業年度 41,498千円でありました。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
(単位:千円)		
繰延税金資産		
繰越欠損金	692,738	653,069
未払費用	291,584	287,979
減価償却超過額	77,292	172,876
退職給付引当金	153,490	124,533
賞与引当金	46,043	52,468
その他未払金	23,017	22,342
未払事業税	8,932	9,167
長期未払費用	9,329	7,580
その他	60,257	1,578
繰延税金資産小計	1,362,685	1,331,597
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注 2）	△ 692,738	△ 653,069
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 669,946	△ 678,527
評価性引当額小計（注 1）	△ 1,362,685	△ 1,331,597
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 700	△ 84
繰延税金負債合計	△ 700	△ 84
繰延税金資産（負債）の純額	△ 700	△ 84

（注1）評価性引当額が31,088千円減少しております。この減少は主に当期の見込みの課税所得に対して充当される繰越欠損金に対する評価性引当額を取り崩したことに伴うものであります。

（注2）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2023年3月31日）

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(*1)	-	-	-	-	-	692,738	692,738
評価性引当額	-	-	-	-	-	△ 692,738	△ 692,738
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(*1) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度（2024年3月31日）

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(*1)	-	-	-	-	-	653,069	653,069
評価性引当額	-	-	-	-	-	△ 653,069	△ 653,069
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(*1) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(単位：%)	
	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
法定実効税率	30.6	30.6
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4	1.3
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	3.1	22.5
評価性引当金	△ 14.7	△ 24.4
その他	2.4	5.8
税効果会計適用後の法人税の負担率	21.8	35.9

(収益認識関係)

- 顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、注記事項（セグメント情報等）に記載のとおり、当社は投資運用業の単一セグメントであり、製品・サービスの区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、記載を省略しております。
- 収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 5. 収益の計上基準」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	米国	ルクセンブルク	ドイツ	その他	合計
2,829,394	1,076,607	783,279	660,257	446,231	5,795,771

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位：千円)

相手先	営業収入	関連するセグメント
RREEF America L.L.C.	1,042,080	投資運用業
DWS Investment S.A.	783,279	投資運用業

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	米国	ルクセンブルク	ドイツ	その他	合計
3,044,418	1,056,103	802,105	717,975	420,625	6,041,228

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位：千円)

相手先	営業収入	関連するセグメント
RREEF America L.L.C.	1,038,529	投資運用業
DWS Investment S.A.	802,105	投資運用業

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツ フランクフルト	5,229,021 千ユーロ	銀行業	(被所有) 間接 79 %	資金預入 サービスの授受	※1. IT. 管理部門サービス	130,335	※2. 預金 未収収益	2,401,501 41,252
親会社	DWS Group GmbH & Co. KGaA	ドイツ フランクフルト	200,000 千ユーロ	投資運用業	(被所有) 直接 100 %	サービスの授受	※1. IT. 管理部門サービス	88,482	未払費用	72,952

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツ フランクフルト	5,106,488千ユーロ	銀行業	(被所有) 間接 79 %	資金預入			※2. 預金	2,980,980
親会社	DWS Group GmbH & Co. KGaA	ドイツ フランクフルト	200,000 千ユーロ	投資運用業	(被所有) 直接 100 %	サービスの授受	※1. IT. 管理部門サービス	275,281	未払費用	189,760

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ※1 当座預金口座を開設しております。
- ※2 当該会社とのサービス契約に基づき、当社のIT環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用の計上を行っております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金	事業の内容 又は産業	議決権等の所有 （被所有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
同一の親会社 を持つ会社	ドイツ証券 株式会社	東京都 千代田区	43,798 百万円	証券業	なし	サービスの授受 役員の兼任	*2 IT、管理部門サービス	428,548	未払費用	404,676
同一の親会社 を持つ会社	KREEF America L.L.C.	米国 ウィルミントン	10 千ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益 *5 特別利益	1,042,080 34,554	未収収益	600,834
同一の親会社 を持つ会社	DWS Investment Management Americas, Inc.	米国 ウィルミントン	10 ドル	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	*1 その他営業収益 *2 IT、管理部門サービス *3 委託調査費 *5 特別利益	9,598 128,207 3,783 1,388	未払費用	84,450
同一の親会社 を持つ会社	DWS Grundbesitz GmbH	ドイツ フランクフルト	8,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益	284,701	未収収益	39,174
同一の親会社 を持つ会社	DWS Investment GmbH	ドイツ フランクフルト	115,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	*1 その他営業収益 *2 IT、管理部門サービス *3 委託調査費 *5 特別利益	40,478 73,882 249,354 5,208	未収収益 未払費用	21,324 134,186
同一の親会社 を持つ会社	DWS Investment S.A.	ルクセンブルク ルクセンブルク	30,677 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益 *2 IT、管理部門サービス *5 特別利益	783,279 13,029 85,041	未収収益 未払費用	519,740 15,304
同一の親会社 を持つ会社	DWS International GmbH	ドイツ フランクフルト	8,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	*1 その他営業収益 *2 IT、管理部門サービス *3 委託調査費 *5 特別利益	210,401 15,453 34,127 11,253	未収収益	98,040
同一の親会社 を持つ会社	DWS Investments UK Limited	イギリス ロンドン	82,000 千ポンド	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益 *2 IT、管理部門サービス *5 特別利益	371,793 797 23,895	未収収益	300,828
同一の親会社 を持つ会社	DBI Advisors LLC	米国 ウィルミントン	1 千ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益 *5 特別利益	24,930 413	未払費用	18,459
同一の親会社 を持つ会社	DWS Alternatives GmbH	ドイツ フランクフルト	5,200 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益	134,676	未収収益	48,796
同一の親会社 を持つ会社	DWS Beteiligungs GmbH	ドイツ フランクフルト	100,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス	20,332	未収収益	9,140
同一の親会社 を持つ会社	DWS Group Services UK Limited	イギリス ロンドン	21,500 千ポンド	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス	55,883	未払費用	39,052
同一の親会社 を持つ会社	DWS Investments Singapore Limited	シンガポール シンガポール	98,700 千シンガポールドル	投資運用業	なし	サービスの授受 役員の兼任	*1 その他営業収益 *2 IT、管理部門サービス	30,602 61,693	未収収益 未払費用	41,822 28,497
同一の親会社 を持つ会社	DWS Investments Australia Limited	オーストラリア シドニー	2,400 千豪ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス	10,420	未収収益	28,240
同一の親会社 を持つ会社	Deutsche Knowledge Services Pte. Ltd.	シンガポール シンガポール	98,481 千ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス	5,572	未払費用	11,879
同一の親会社 を持つ会社	DWS Asset Mgmt (Korea) Co Ltd.	韓国 ソウル	19,410,825 千韓国 ウォン	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益 *2 IT、管理部門サービス	43,835 12,743	未収収益	80,283
同一の親会社 を持つ会社	DWS Investments Hong Kong Limited	香港 香港	238,600 千香港ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス	134,455	未収収益 未払費用	48,083 127,131
同一の親会社 を持つ会社	DWS Alternatives Global Limited	イギリス ロンドン	104,007 千ポンド	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス *6 特別損失	808 14,980	未払費用	1,175
同一の親会社 を持つ会社	DWS Global Business Services Inc.	フィリピン タギッグ	70 百万フィリピンペソ	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス	51,901	未払費用	43,583

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- *1 当該会社とのサービス契約に基づき、予め定められた料率で計算された収益の計上を行っております。
- *2 当該会社とのサービス契約に基づき、当社のIT環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用若しくは受領した収益の計上を行っております。
- *3 当該会社とのサービス契約に基づき、発生した費用の計上を行っております。
- *4 当該会社とのサービス契約に基づき、提供した不動産調査サービスで発生した過年度分の利益として特別利益の計上を行っております。
- *5 当該会社とのサービス契約に基づき、提供した海外ファンドサービスより発生した過年度分の利益として特別利益の計上を行っております。
- *6 当該会社とのサービス契約に基づき、受領した報酬のうち、過年度分の払い戻しについて特別損失の計上を行っております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ会社	ドイツ証券 株式会社	東京都 千代田区	43,788 百万円	証券業	なし	サービスの授受 役員の兼任	*2 IT、管理部門サービス	402,005	未払費用	341,010
同一の 親会社 を持つ会社	KREEF America L.L.C.	米国 ウィルミントン	10 千ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 その他営業収益	1,030,529	未収収益	486,796
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Investment Management Americas Inc.	米国 ウィルミントン	10 ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス *2 その他営業収益	98,264 10,058	未収収益	108,432
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Investment GmbH	ドイツ フランクフルト	115,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	*2 IT、管理部門サービス *2 その他営業収益 *4 委託費返金	33,706 43,193 329,647	未収収益 未払費用	61,940 264,010
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Investment S.A.	ルクセンブルク ルクセンブルク	80,677 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 その他営業収益	802,105	未収収益	480,795
同一の 親会社 を持つ会社	DWS International GmbH	ドイツ フランクフルト	8,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 その他営業収益	215,064	未収収益	137,705
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Group Services UK Limited	英国 ロンドン	21,500 千ポンド	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス	94,997	未払費用	91,410
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Asset Mgmt (Korea) Co Ltd.	韓国 ソウル	19,410,925 千韓国ウォン	投資運用業	なし	サービスの授受 役員の兼任	*2 IT、管理部門サービス *2 その他営業収益	3,921 31,876	未収収益	67,093

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- *1 当座預金口座を開設しております。
- *2 当該会社とのサービス契約ないし、当社のIT環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用若しくは受領した収益の計上を行っております。
- *3 当該会社とのサービス契約に基づき、予め定められた料率で計算された収益の計上を行っております。
- *4 当該会社とのサービス契約に基づき、発生した費用の計上を行っております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

Deutsche Bank Aktiengesellschaft
DB Beteiligungs-Holding GmbH
DWS Group GmbH & Co. KGaA

フランクフルト証券取引所に上場
ニューヨーク証券取引所に上場
フランクフルト証券取引所に上場

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	55,918.57 円	57,224.06 円
1株当たり当期純利益	3,873.92 円	1,328.15 円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益（千円）	238,478	81,761
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株主に係る当期純利益（千円）	238,478	81,761
期中平均株式数（株）	61,560	61,560

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。

中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

	当中間会計期間末 (2024年9月30日)
資産の部	
流動資産	
預金	4,007,559
前払費用	30,740
未収消費税等	28,306
未収委託者報酬	443,045
未収収益	1,459,813
立替金	30,557
為替予約	2,863
流動資産計	6,002,888
固定資産	
投資その他の資産	44,489
固定資産計	44,489
資産合計	6,047,377
負債の部	
流動負債	
預り金	25,769
未払金	205,453
未払手数料	199,675
その他未払金	5,777
未払費用	1,502,256
未払法人税等	99,699
賞与引当金	407,425
流動負債計	2,240,604
固定負債	
長期未払費用	37,521
退職給付引当金	393,805
賞与引当金	36,487
繰延税金負債	110
固定負債計	467,925
負債合計	2,708,529
純資産の部	
株主資本	
資本金	3,078,000
資本剰余金	
資本準備金	1,830,000
資本剰余金計	1,830,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	△ 1,569,402
繰越利益剰余金	△ 1,569,402
利益剰余金計	△ 1,569,402
株主資本計	3,338,597
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	250
評価・換算差額等合計	250
純資産合計	3,338,848
負債・純資産合計	6,047,377

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 2024年4月1日	
至 2024年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	1,554,513
運用受託報酬	95
その他営業収益	1,585,899
営業収益計	3,140,508
営業費用	
支払手数料	713,397
その他営業費用	538,331
営業費用計	1,251,729
一般管理費	1,994,791
営業損失	△ 106,012
営業外収益	8,484
営業外費用	12,605
経常損失	△ 110,133
税引前中間純損失	△ 110,133
法人税、住民税及び事業税	73,790
法人税等合計	73,790
中間純損失	△ 183,923

注記事項

重要な会計方針

	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 当中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法を採用しております。
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支払及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の支払に備えるため、当社所定の計算基準により算出した支払見込額の当中間会計期間負担分を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 ② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を翌期から費用処理することとしております。
4. 収益の計上基準	当社は、投資運用業の契約に基づき顧客の資産を管理・運用する義務を負っています。 契約における履行義務の充足に伴い、契約により定められたサービス提供期間にわたって収益を認識しております。具体的には以下の通りです。 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。 運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。 また、当社の関係会社から受取る運用受託報酬及び振替収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識しております。
5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（リース取引関係）

当中間会計期間末（2024年9月30日）

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は以下のとおりであります。

（単位:千円）

	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
1年以内	56,439
1年超	174,022
合計	230,462

（金融商品関係）

当中間会計期間末（2024年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

（単位:千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券 その他有価証券	1,199	1,199	-
資産計	1,199	1,199	-
デリバティブ取引 (*1) ヘッジ会計が適用されていないもの	2,863	2,863	-
デリバティブ取引計	2,863	2,863	-

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

(*2) 預金、未収委託者報酬、未収収益、未払手数料及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品
当中間会計期間末（2024年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	-	1,199	-	1,199
資産計	-	1,199	-	1,199
デリバティブ取引				
通貨関連	-	2,863	-	2,863
負債計	-	2,863	-	2,863

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

当社が保有している投資信託は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

デリバティブ取引

先渡為替予約の時価については、為替相場等観察可能な市場データに基づいて取引先金融機関等が算定したデータを使用して評価しているため、レベル2に分類しております。

（有価証券関係）

当中間会計期間末（2024年9月30日）

その他有価証券

（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	その他	1,199	838	361
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	その他	-	-	-
合計		1,199	838	361

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間末（2024年9月30日）

ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物は通貨のみであり、中間貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。）

（単位：千円）

区分	取引の種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建	992,051	-	△2,051	△2,051
	ユーロ				
	買建 ユーロ	593,274	-	4,915	4,915
合計		1,585,325	-	2,863	2,863

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、注記事項（セグメント情報等）に記載のとおり、当社は投資運用業の単一セグメントであり、製品・サービスの区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、セグメント情報に追加して記載することを省略しております。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	米国	ルクセンブルク	その他	合計
1,554,608	616,736	424,145	545,017	3,140,508

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位：千円)

相手先	営業収入	関連するセグメント
RREEF America L.L.C.	617,316	投資運用業
DWS Investment S.A.	424,145	投資運用業

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	当中間会計期間末 (2024年９月30日)
１株当たり純資産額	54,237円30銭
１株当たり中間純損失額	△2,987円71銭

（注）１． 潜在株式調整後1株当たり中間純損失額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２． 1株当たり中間純損失額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当中間会計期間 (自 2024年４月１日 至 2024年９月30日)
中間純損失額(千円)	△183,923
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純損失額(千円)	△183,923
普通株式の期中平均株式数(株)	61,560

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己またはその取締役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)及び(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟その他重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

①受託会社

名 称	みずほ信託銀行株式会社
資本金の額	247,369百万円（2024年3月末現在）
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考>再信託受託会社の概要

名 称	株式会社日本カストディ銀行
資本金の額	51,000百万円（2024年3月末現在）
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
関係業務の概要	受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理等）を行います。

②販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容
みずほ証券株式会社 [※]	125,167百万円 （2024年3月末現在）	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	54,323百万円 （2024年3月末現在）	
楽天証券株式会社	19,495百万円 （2023年12月末現在）	
株式会社東京スター銀行	26,000百万円 （2024年3月末現在）	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社熊本銀行 [※]	10,000百万円 （2024年3月末現在）	
株式会社十八親和銀行 [※]	36,878百万円 （2024年3月末現在）	
株式会社福岡銀行 [※]	82,329百万円 （2024年3月末現在）	

※ 新規申込みの取扱いを行いません。

③投資顧問会社

名 称	DWS インベストメント GmbH
資本金の額	11,500万ユーロ（約186億円）（2024年3月末現在）
事業の内容	有価証券等に係る投資顧問業務及びその業務に付帯関連する一切の業務を営んでいます。

（注）ユーロの円換算は、便宜上、2025年3月末現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝162.08円）によります。

2【関係業務の概要】

①受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。

②販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い等を行います。

③投資顧問会社

委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、Aコースの為替ヘッジに係る運用指図及びマザーファンドの運用指図等を行います。

3【資本関係】

委託会社及び投資顧問会社の最終的な親会社は、ドイツ銀行です。

第3【その他】

- (1) 交付目論見書（金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定により交付される目論見書をいいます。以下同じ。）及び請求目論見書（金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定により交付される目論見書をいいます。以下同じ。）の表紙に、それぞれ「投資信託説明書（交付目論見書）」及び「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載するほか、金融商品取引法に基づく目論見書である旨を記載する場合があります。また、使用開始日及び委託会社の金融商品取引業者登録番号を記載することがあります。
- (2) 交付目論見書及び請求目論見書の表紙等に、(i)委託会社の名称、設立年月日、本店の所在地及びロゴマーク、(ii)申込取扱場所である販売会社の名称及びロゴマーク、(iii)ファンドの形態及びロゴマークを記載することがあります。また、図案を採用することがあります。
- (3) 交付目論見書の表紙等に、以下の趣旨の事項を記載することがあります。
 - ①投資信託の財産は、受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
 - ②ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。
- (4) 請求目論見書の表紙裏に、以下の趣旨の事項の全部または一部を記載することがあります。
 - ①投資信託は、株式・債券等の値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
 - ②投資信託は、預金保険及び保険契約者保護機構の保護の対象にはなりません。
 - ③登録金融機関を通じて購入された投資信託は、投資者保護基金による支払い対象にはなりません。
 - ④投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元本及び利息の保証はありません。
- (5) 請求目論見書の巻末に、用語の解説を添付することがあります。
- (6) 請求目論見書の巻末に、信託約款を掲載します。
- (7) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して交付目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (8) 交付目論見書及び請求目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネット等に掲載されることがあります。
- (9) 交付目論見書または請求目論見書に、委託会社が作成する法定外資料の作成及び当該資料の入手に必要な情報の照会方法を記載することがあります。
- (10) ファンドの運用状況に関する情報を、日次、週次、月次等のデータとして、文章、数値、表、グラフ等で表示することがあります。その際、当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではない旨を注記することがあります。なお、データは適時、更新されます。
- (11) 投信評価機関、投信評価会社等からのファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

2024年6月10日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

関 賢二

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発

生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年4月23日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているドイチェ世界コーポレート・ハイブリッド証券ファンド（年4回決算型）Aコース（為替ヘッジあり）の2024年8月8日から2025年2月7日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ世界コーポレート・ハイブリッド証券ファンド（年4回決算型）Aコース（為替ヘッジあり）の2025年2月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年4月23日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているドイチェ世界コーポレート・ハイブリッド証券ファンド（年4回決算型）Bコース（為替ヘッジなし）の2024年8月8日から2025年2月7日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ世界コーポレート・ハイブリッド証券ファンド（年4回決算型）Bコース（為替ヘッジなし）の2025年2月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年12月 2 日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 関 賢二

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第41期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。